

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2019 年版 シリア人権報告書

概要

2000 年以降、バシヤール・アサド (Bashar Assad) 大統領がシリア・アラブ共和国を統治している。憲法では、国家機関及び社会におけるバース党 (Baath Party) 指導者の優位性を命じており、アサド大統領とバース党の指導者たちが、独裁政権として政府 3 部門 (立法・行政・司法) の全てを支配している。2011 年に始まった反政権派の暴動は 2019 年を通して続いていた。2014 年の大統領選挙及び 2016 年の議会選挙の結果、アサド大統領が再選を果たすとともに、人民議会 (People's Council) (シリアの国会) ではバース党が率いる国民進歩戦線 (National Progressive Front) が 200 議席を獲得した。いずれの選挙も、政権による抑圧が蔓延した環境で行われ、反体制派の支配地域に住む多くのシリア国民が選挙に参加しなかった。監視団は、それらの選挙を自由で公正なものとはみなさなかった。

政権の治安・国防部門は複数の機関から成り、それらの機関は従来、個々の管轄領域の間に明確な境界を設けることなく自律的に活動してきた。軍情報局 (Military Intelligence) と空軍情報局 (Air Force Intelligence) は国防省 (Ministry of Defense) に、政治治安部 (Political Security Directorate) は内務省 (Ministry of Interior) に、そして総合情報部 (General Intelligence Directorate) は大統領府 (Office of the President) に直属していた。内務省は 4 部門ある警察組織を統制していた。国民防衛隊 (National Defense Forces : NDF) などの親政権民兵組織は他の親政権部隊と統合され、管轄領域を明確に定めることなく、互いに似たような役割を果たしていた。文民当局は、正規軍、警察及び国家治安部隊に対しては統制力を効果的に保持していたが、ロシア軍、イラン系のヒズボラ (Lebanese Hizballah)、イラン革命防衛隊 (Islamic Revolutionary Guard Corps)、或いは非正規の親政権派民兵組織 (NDF など) といった、シリア国内で活動する国内外の軍隊及び準軍事組織に対しては、実質的な統制力を維持できていなかった。

2019 年 4 月、政権及び親政権勢力はシリア北西部を奪回するために空中及び陸上からの大規模な攻撃を開始し、これによって数千人の民間人が死亡し、さらに数十万人が避難を余儀なくされた。2019 年 12 月、これらの軍は再び大規模な攻撃を開始した。2019 年 4 月、重火器及び化学兵器が使用された攻撃と、同年 12 月に重火器が使用された攻撃により、影響を受けた地域では民間のインフラが徹底的に破壊され、既に悲惨だった人道上の状況をさらに悪化させた。シリア及びロシアによる空爆が、病院、市場、学校、農場などの民間拠点を繰り返し攻撃したが、これらの施設の多くは国連の衝突回避措置のリスト (UN deconfliction list) に含まれているものだった。2019 年 12 月現在、国連難

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

民高等弁務官（UNHCR）は、620 万人のシリア人国内避難民がいること、そのうち 250 万人が子どもであること、また 560 万人を超えるシリア人難民が UNHCR に登録されていることを報告した。

深刻な人権侵害問題には、政権による不法又は恣意的な殺害（塩素その他の物質など化学兵器の継続的な使用が関与するものを含む）、強制失踪、拷問（性的暴行を伴う拷問を含む）、恣意的な勾留、収容施設の過酷で生命に関わる状況（医療を提供しない場合なども含む）、政治犯、プライバシーへの恣意的又は不法な介入、司法の独立性の欠如、表現の自由に対する不当な制限（ジャーナリストへの暴力、報道機関への制限及びインターネットへのアクセスへの制限、検閲、ウェブサイトのブロックなどを含む）、平和的な集会の権利及び結社の自由の権利に対する厳しい抑圧、移動の自由に対する不当な制限、政治参加に対する制限、高頻度・広範囲に蔓延する汚職、政権及びその他の武装組織による児童兵の不法な徴募及び使用、人身売買、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー及びインターセックス（LGBTI）であること及びその行為の非合法化、LGBTI の人々に対する暴力や深刻な差別、並びに労働者の権利に対する厳しい制限などである。

政権は、人権侵害を犯した当局者を特定、調査、訴追及び処罰する措置をまったく講じなかった。法を犯した者が罪に問われない状態が蔓延し、治安部隊や諜報機関その他政権内の各所に深く根付いていた。

伝えられるところによれば、政権とつながりのある準軍事組織が、大虐殺、無差別殺人、民間人の誘拐、性的暴行を含む激しい暴行や勾留など、人権侵害を頻繁に行っていたという。ヒズボラなどの親政権民兵組織は、再三にわたって民間人を標的にしていた。

特にシリア北西部での政権による軍事作戦を支援して実施された空爆は、無差別攻撃といわれており、民間のインフラを広範囲にわたって破壊し、これによって多数の民間人が殺害されたが、この空爆にはロシア軍が関与していた。これらの空爆は、病院、シェルター、市場、住宅その他生活に不可欠な民間施設を破壊し、医療用品及び医療設備に損害を与え、重要な医療ネットワークを停止させたが、これらは入念に練られた攻撃計画に従って実施されており、人道問題及び市民の生活に深刻かつ有害な影響を与えた。

反体制派武装集団の支配下にある地域では、不安定な治安情勢に起因して、殺害や激しい暴行などの人権侵害が引き続き発生しており、殺害、激しい暴行及び勾留などを含め、人権侵害が横行する環境が醸成されていた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

アルカーイダ(al-Qa'ida)とつながりのあるハイアト・タハリール・アル＝シャーム(Hayat Tahrir al-Sham : HTS)などの武装テロリスト集団も、大虐殺、不法な殺害、爆撃、誘拐、不法な勾留、激しい暴行、或いは信仰宗派に基づく居住地からの強制退去といった、様々な人権侵害を犯していた。イラク・シリアのイスラム国(Islamic State in Iraq and Syria : ISIS)は、2019年3月に支配領域を喪失していたにもかかわらず、依然として不法な殺害、爆撃、誘拐を繰り返し、宗教的少数派の人々を攻撃し、成人女性や女兒を頻繁にレイプし、強制結婚させ、性的目的の人身売買の被害に遭わせていた。

伝えられるところによると、クルド人民防衛隊(Kurdish Peoples Protection Units : YPG)のメンバーを含む、シリアのクルド人、アラブ人、トルクメン人及びその他の少数民族の連合部隊であるシリア民主軍(Syrian Democratic Forces : SDF)の一部の分子が、汚職行為、人々の移動に対する不法な制限、民間人の恣意的な逮捕、さらに民間人の死傷者を出す攻撃などを行っていた。

第1節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など

a. 恣意的な生命の剥奪及び法に基づかない又は政治的動機による殺害

政権及びその職員或いはその他の武装組織関係者が、紛争に関連して恣意的又は不法な殺害を行ったという報告が、非常に数多くあった(第1節g項を参照)。

シリア人権ネットワーク(Syrian Network for Human Rights : SNHR)によれば、2011年から2019年12月までの間の紛争で、226,095人以上の民間人が殺害された。2019年中には、3,364人の民間人が殺害され、これには486人の女性、842人の子ども、13人の報道機関職員、そして43人の医療関係者及び人道団体職員が含まれていた。

2019年5月、ニューヨーク・タイムズ紙は、数百人の被勾留者がサイドナヤ刑務所(Sednaya Prison)に送られているという内容の複数のメッセージが政権下の刑務所から隠して持ち出されていると伝えたが、この刑務所から最近釈放された元被収容者の報告では、刑務所内での処刑が加速されているとのことだった。政権は被収容者の遺体の処分に焼却炉を用いていることを否定したが、政権は2018年に死亡通知を出した後も、死亡した被収容者数千人の遺体をまだ遺族に返していない。

SNHRの報告では、2011年から2019年9月までの間に14,361人以上の人が拷問で亡くなっており、これには178人の子どもと63人の女性が含まれていた。SNHRは、2019年中の275人の死亡を含め、全事例のうち約99パーセントが政権軍によるものだとし

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ている（第 1 節 a 項を参照）。

政権は、ヘリコプターや飛行機を用いて空中からの砲撃及び爆撃を続けていた。同政権は引き続き、勾留施設で人々を拷問し、殺害した。マイケル・ポンペオ (Michael Pompeo) 米国務長官は 2019 年 9 月 26 日、アメリカ合衆国政府による政権の評価について「同政権は数え切れないほどの残虐行為について責任があり、化学兵器の使用、殺害、拷問、強制失踪その他の非人道的な行為を含め、それらの行為の一部は戦争犯罪及び人道に対する罪に相当する」と述べた。

2019 年 12 月、国連事務総長は、イドリブ (Idlib) 県で続く政権による攻撃の規模について、また、市民が避難しようとした際に避難経路へ攻撃を行ったと伝えられることについて警戒感を表明した。同月、国連人道問題調整事務所 (Office for the Coordination of Humanitarian Affairs) は、主にイドリブ県南部において、284,000 人もの人々が自宅から避難したと報告した。2019 年 9 月、ミシェル・バチエレ (Michelle Bachelet) 国連人権高等弁務官は、政権によるイドリブ県での継続的な攻撃によって 4 月以降何千人もの人々が死亡しており、その原因は主に政権軍及び同盟諸国による空爆であるが、一部に、非国家武装集団による攻撃もある、と述べた。国連人権高等弁務官はさらに、イドリブ県において 51 の医療機関が攻撃の被害又は破壊されたことを国連が記録しており、2 つの事例で同じ複数の医療機関が繰り返し攻撃を受け、ファースト・レスポnder (救急隊や消防隊など、事故・災害の救援に最初に対応する人々) の中にさらなる死傷者が出た、と述べた。

紛争におけるその他の関係者らも、超法規的な殺害に関与していた（第 1 節 g 項を参照）。

b. 失踪

政権当局又はその職員による失踪が数多く報告された。シリアに関する国連調査委員会 (Commission of Inquiry : COI) は、強制失踪件数が依然として多く、SNHR のデータベースによると、それには多くの子どもたちが含まれていると報告した。2011 年以降の総失踪人数の推定値は人権団体によって様々だったが、いずれの推定も、失踪が日常的に発生していることを示していた。2019 年 9 月、SNHR は、2011 年から 2019 年 2 月までの推定 144,889 人の強制失踪のうち 88 パーセントが政権の責任であると非難した。SNHR はまた、2019 年に強制失踪が急激に増加していることを報告し、最近の恣意的な逮捕の事例では、被勾留者が当初は法的代理人を立てることが認められていたにもかかわらず、その後未確認の施設に移送され、それ以来、消息不明になったことから強制失

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

踪の事例になっている、と述べた。報告によれば、政権は特にジャーナリスト、医療関係者、反政権抗議者、それらの人々の家族や仲間といった、政権に対する批判者を標的にしているということであった。活動家、人権擁護監視員及び国際的な非政府組織（NGO）から報告された失踪の大半は、政治的動機によるものであるように思われ、著名な政治犯の多くの消息は不明なままであった（第1節 e 項を参照）。2019年5月、真実と正義のためのシリア人（Syrians for Truth and Justice：STJ）及びダルア殉教者事務局（Office of Daraa Martyrs）は、複数の諜報機関が、政権との和解合意に署名した少なくとも500人のシリア人を逮捕したと報告した。その他数多くのNGOの報告によると、2019年を通して、帰還した難民を含め多くのシリア人が、それらの人々を温情的に扱うという政府の同意を示した「和解合意」に署名したにもかかわらず、恣意的に勾留され、強制的に失踪した状態になっているとのことだった。

2018年7月、政権は、勾留施設で死亡した被勾留者数千人の死亡通知を公開し始めた。それらの通知の多くにおいて、被勾留者たちは、家族に通知されることなく数年前に死亡したことになっていた。死亡通知を発表するまで、政権は多くの事例において、政権の施設にそれらの人々が存在すること自体を否定していた。SNHRは、2019年9月までのこれらの通知のうち少なくとも930件を記録していたが、死亡していると認定された被勾留者の数は数千人に上ると見積もっていた。政権は、最新のものに更新された国の市民登録簿上では通知の公表を発表せず、遺体を遺族に返還せず、また遺体が埋葬された場所を開示しなかった。数多くのNGOやメディアの報道によると、多くの家族が、勾留された家族の状況を知らないままであり、生きてると信じていた親類が数カ月前、或いは何年も前に亡くなっていたことを知らされたとのことである。

2019年4月、勾留されていたジャーナリスト、アリ・オスマン（Ali Othman）の家族は、市民登録局からオスマンが2013年に死亡していたと記載する証明書を受け取った。オスマンは2012年にアレppo（Aleppo）で逮捕されていた。政権は、オスマンは自然死だったと主張したが、未確認の報告によると、オスマンはサイドナヤ刑務所を含む政権の複数の勾留施設で酷い拷問を受けていたとのことだった。同刑務所は2011年以来、拷問や超法規的殺害に関する数多くの報告の対象となっている施設である。

COIは、失踪者の家族の多くが当局に対して自分たちの身内の居所を尋ねることを恐れているということを指摘した。それを行った家族は多額の賄賂を支払わなければならない、支払わない場合、失踪者の安否に関する情報の開示を当局から組織的に拒否されていた。

伝えられるところでは、政権とつながりのない武装集団もまた、宗教指導者、支援組織職員、政権関係者と疑われる人物、ジャーナリスト及び活動家を標的にして、人々を誘

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

拐していた（第1節 g 項を参照）。

政権はそのような行為を防止、捜査又は処罰するいかなる努力も行わなかった。

c. 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

法律では、拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰を禁じており、これに違反した場合には3年以下の刑が科せられると規定している。しかし、人権活動家、COI 及び現地 NGO からは、政権当局が尋問中などに敵対者と目される者を処罰するために頻繁に拷問を行っているという、確かな事案が何千件も報告されていた。2019 年 5 月、シリア正義と説明責任センター（Syria Justice and Accountability Center : SJAC）は、政権の文書の分析を発表し、政権の治安及び諜報諸機関全体で広範囲にわたる組織的かつ公的に認められた人権侵害が横行する明確な図式があることを暴露した。

報告の大半は男性被勾留者に関係するものであったが、政権による勾留中に虐待に苦しむ女性被勾留者の報告も増加していた。活動家たちは、多くの虐待事案が報告されないままになっていると主張した。一部の人々は、政権の報復を恐れて、自らの名前や事案の詳細を報告することを許可しなかった。拷問の被害者の多くは、拘束中に死亡したと伝えられる（第1節 a 項を参照）。

人権団体のヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch : HRW）及び COI からは、空軍、政治治安部、総合情報部及び軍情報局が運営する検問所や施設での、反体制派とみなされた人々に対する常態化した拷問が報告された。HRW 及び COI は、拷問が行われている具体的な勾留施設を特定しており、それにはメッゼ（Mezzeh）空港の勾留施設、軍情報局第 215 支所、第 227 支所、第 235 支所、第 248 支所及び第 291 支所、アドラ（Adra）及びサイドナヤ刑務所、空軍情報部ハラスター支局（Harasta Air Force Intelligence Branch）、ハラスター軍病院（Harasta Military Hospital）、メッゼ第 601 軍病院（Mezzeh Military Hospital 601）、並びにティシュリーン軍病院（Tishreen Military Hospital）が含まれていた。

SNHR は 2019 年 10 月、勾留施設及び軍病院において政権が継続して用いる拷問の 72 の手法を記載した報告書を発表した。COI は、拷問方法が一貫して同じであることを報告した。それには、木製や金属製の棒、ホース、ケーブル、ベルト、鞭、ワイヤーでの、頭部、胴体、及び足裏の殴打（ファラクア（*falaqua*））、生殖器などへの電気ショック、タバコの火を押し付けることにより火傷を負わせる手法、長時間にわたってストレスのかかる姿勢を取らせる手法、などが含まれていた。その他に報告された身体的拷問の方

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

法としては、爪をはがしたり毛髪を抜いたりする、鋭利な道具で身体を刺す、耳や生殖器といった身体の一部を切断する、というものなどがあつた。さらに多数の人権団体から、直腸や膣に物を押し込む、背骨を無理やり伸ばす、被害者を車輪のフレームの上に乗せて露出した身体部分を鞭で打つ、といったその他の形態の拷問も報告された。さらに報告によれば、警察官は依然として、被勾留者を全裸にさせて、長時間にわたって天井から吊るし、電気ショックを浴びせるシャベール (*shabeh*) という慣行を続けているとのことであつた。相当数の被勾留者から、手錠をかけられ、手首の部分で何時間にもわたって天井や壁から吊るされたとの報告があつた。

SJAC, SNHR 及びその他様々な人権団体や報道機関は、政権当局が女性や女兒、またそれより程度は低いものの、男性や男児を、政権の政治・軍事施設での勾留中に集団強姦、レイプ、性器切除などを含む性的暴行に遭わせたと述べた。SNHR の推定では、勾留施設内で 2011 年 3 月から 2019 年 9 月の間の紛争当事者による 889 件の性的暴行があり、そのうち 450 件が 18 歳未満の女兒に対するものだった。SJAC は、治安当局者が被勾留者をレイプ、レイプ又は性的暴行を加えるという脅し、セクシャル・ハラスメント、性器への拷問、強制的な脱衣などを含む、性的暴行及びジェンダーに基づく暴力に遭わせたと報告した。

ある男性生存者は、自分の性器が繰り返しペンチで引っ張られ、生涯残るダメージを受けたと語った。女性生存者は、胸と膣に繰り返し電気ショックを受けたと報告し、別の女性生存者は、ある女性の被勾留者が胸の部分で吊るされていたと報告した。

政権による精神的拷問の使用が減少したことを示すものはなにもなかった。報告例の多かった 1 つの慣行は、前の犠牲者の遺体が放置された監房に、被害者を一晩勾留するというものであつた。SNHR の報告によれば、精神的拷問の方法には、被勾留者に他の被勾留者のレイプを見るよう強要する、家族（特に女性家族）をレイプすると脅す、被勾留者に服を脱ぐよう強要する、被勾留者の信仰を侮辱する、などがあるという。2019 年 4 月、SJAC は、そのような虐待の生存者は深刻な医学的合併症及び精神的トラウマに苦しむことが多く、自分のコミュニティに戻ろうとする際に自らに社会的偏見（スティグマ）を着せ、孤立してしまうことが頻繁に起こる、という評価を示した。

政権による児童虐待の報告が依然として非常に数多くあつた。COI が確認したところでは、政権の勾留施設における 13 歳未満の、場合によっては 11 歳という幼い子どもたちの勾留及び拷問の報告が常にあつた。報告によれば、当局職員らは、反体制派の政治家や武装敵対勢力のメンバー及び活動家団体と家族が関係している、若しくは関係している疑いがあるという理由で、子どもたちを標的にして拷問を行っているということであ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

った。SNHR のデータベースによると、2019 年 9 月の時点で少なくとも 4,816 人の子どもたちが勾留されているか強制的に失踪させられており、勾留のうち少なくとも 100 件が 2019 年中に発生したものだった。2019 年 10 月、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所 (UN Office of the Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict) が、勾留を背景にした性的暴行に対応する特別なイベントを開催し、これにおいて複数の NGO が、そのような虐待行為の証拠を提示した。COI 及び複数の NGO からの報告では、アサド政権及び武装民兵組織による子どもたちへの虐待行為が詳述され、他の虐待行為の中でもとりわけ子どもに対するシャベール、私的制裁、殴打、レイプ及び強制的な性的行為などが説明された。2019 年 12 月、人権派弁護士・医師団 (Lawyers and Doctors for Human Rights) は、アル・メッゼ (Al Mezzeh) 空軍諜報局による「バデイ (Badei)」という名の少年の逮捕及び拷問について報告した。少年はパイプで殴られ、電気棒で電気ショックを加えられ、手錠で 3 日間吊るされながら鞭で打たれた。手錠は少年の手首に食い込んだ。少年はその後殴打され、タイヤの中に無理やり押し込まれ、背中が逆向きに曲がるように木の板に縛り付けられた。信頼できる目撃者によると、当局は、反対派の兵士と関係がある家族や親類を当局に出頭させるために、数多くの子どもたちを拘束し続けていた。

COI の報告によれば、2011 年以降、紛争の全期間を通して、治安部隊は拷問や尋問の 1 つの手法として、治療を妨害する、或いは既存の傷を悪化させるなどの行為を頻繁に行い、被勾留者を軍病院での虐待にさらしていた。SNHR は、ハラスター軍病院での 15 歳の子どもの拷問を報告した。少年の歯が折れるまで手榴弾で殴打した後、政権職員らは少年の全身に殺虫剤を噴霧し、少年に火をつけた後、ガーゼで少年の身体を覆った。その後、職員らは繰り返しガーゼを取り除いて少年の皮膚を刃物で引き剥がし、再びガーゼで覆った。

SJAC は 2019 年 5 月のレポートにおいて、恣意的な勾留を広範囲に実施し、また組織的かつ公的に容認された拷問を継続しながら、政権軍が罪に問われることなく活動していると結論付けた。軍総司令部 (General Command of the Army and Armed Forces) は、軍当局者、国内治安部隊の隊員、或いは関税警察が通常の勤務中に行った犯罪に対して、逮捕状を発行することができ、軍事裁判所はそうした事件を審理しなければならない。それにもかかわらず、治安部隊は総じて司法制度の枠外で独立して活動していた。虐待や汚職で治安部隊の隊員が起訴、或いは有罪判決を受けたという事例は見当たらず、また治安部隊による人権尊重を向上させる対策を政権が実施したという報告も全くなかった。2019 年 10 月、SNHR は、犯罪行為に責任を負うべき政権の当局者が責任を問われることはなく、むしろ昇進することが多いと報告した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

欧州当局は、主として政権施設で行われたと伝えられる拷問及びその他の人道に対する犯罪の容疑で2人の元シリア当局者、アンワール・ラスラン（Anwar Raslan）とアヤド・アル＝ガリブ（Eyad al-Gharib）をドイツで拘束し、また、フランスでも1人のシリア人当局者を拘束した。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所及び収容施設の状況は依然として劣悪なままで、その多くは、食料不足、甚だしい過密状態、身体的・精神的虐待、及び不十分な衛生状態や医療のために、生命に関わるほどの惨状であった。SNHRの推定では少なくとも215,000人のシリア人が勾留施設に収容され、少なくともその89パーセントが政権によるものだった。

物理的状況：収容施設は深刻な過密状態だった。当局は未成年者、成人、公判前の被勾留者及び有罪の確定した受刑者を、不十分なスペースと一緒に収容することが一般的だった。COIの2018年の報告によると、当局は収容施設で子どもたちを成人と一緒に収容し続けていた。SNHRのデータベースによると、2019年9月の時点で少なくとも4,919人の子どもたちが勾留されているか、又は強制的に失踪させられており、そのうち少なくとも224件が2019年中に発生していた。

COIからの2019年の報告では、政権の収容施設で食料、水、スペース、衛生設備及び医療が不足していることが確認された。現地NGO及び国際的NGOによると、政権は、トイレ、衛生設備、医療用品或いは十分な食料がほとんど或いは全く供給されない極端に窮屈な部屋に被収容者や被勾留者を勾留しているとのことであった。2019年5月、ニューヨーク・タイムズ紙は、生存者たちの話として、政権の勾留施設及び軍病院がいずれも不衛生な状態であり、管理の怠慢及び広範囲な拷問が横行していると報じた。劣悪な状況があまりに一貫しているため、COIはそれが国策を反映したものであると結論付けた。

複数の国際NGOの情報筋からの報告では、非公式の勾留拠点も数多くあること、また、当局が転用された軍用基地、学校や競技場といった民間のインフラ、さらに未知の場所にある施設にも数千人に及ぶ被収容者を勾留していることが引き続き示唆されていた。活動家の主張によれば、政権は、工場や使われていない倉庫にも逮捕した抗議者たちを収容しており、それらの場所は過密状態で十分な衛生施設がないとのことだった。

場合によって、当局は、被勾留者を非公式の収容拠点から諜報機関の施設に移動させることもあった。警備及び諜報機関の施設における勾留状況は、特に政治や国家安全保障

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

に関わる被収容者にとっては依然として最悪な状態が続いていた。そうした施設では、適切な換気、照明、飲料水や十分な食料、医療スタッフや医療機器、それに十分な寝室が不足していた。

刑務所や勾留施設の内部では、不衛生な状態と食事や治療、投薬が十分に提供されないために、依然として病死率が高いままであった。現地の NGO や医療専門家の報告によれば、当局は、糖尿病、喘息、乳がんといった持病のある被収容者に治療を受けさせず、妊婦にも一切治療を受けさせないということであった。当局は、病気への配慮を求める被収容者には報復措置を取っていた。釈放された被収容者の多くから、そうした状況に起因する病気や負傷の報告があった。2019 年 5 月、ニューヨーク・タイムズ紙は、政権の勾留施設における死亡及び疾病に関して報じた。調査においてインタビューに答えたある生存者は、ムハンナド・ガバッシュ（Muhannad Ghabbash）という名のアレppo出身の法学生で平和的な抗議者だった。ガバッシュは、勾留されていた施設の 1 カ所で病气、拷問或いは放置されたために死亡した同房者を 1 カ月間に 19 人数えた、と語った。ガバッシュ本人は、19 カ月間の勾留と 12 の異なる刑務所での拷問を耐えて生き残ることができた。

障害のある収監者に対する状況やケアについての情報は入手できなかった。

様々な反体制派集団が運営する勾留施設の状況についてはよく分からなかったが、COI や現地の NGO からは、恣意的な勾留、拷問、非人道的処遇及び虐待の事例が報告された。複数の NGO が、シリア北東部で ISIS 戦闘員及びその家族が収容されている刑務所や、収容施設での危険な状況について報告した。国際危機グループ（International Crisis Group : ICG）によると、そのような収容所の中でも最大規模のアル＝ホール（al-Hol）収容所では、蔓延する不潔さ、性的虐待及びその場所特有の暴力が発生していた。ICG はさらに、これらの施設の全てにおいて適切な食糧や清潔な水が提供されておらず、医療サービスが完全に打ち切られていることも多いと報告したが、ある支援機関の職員は、この手法を「悪意のあるネグレクト」及び「集団的処罰」と呼んだ。

COI によれば、HTS や ISIS など非国家主体が運営している収容施設の状況は、国際法に違反しているとのことであった（第 1 節 g 項を参照）。

運営：被収容者が不満や苦情を申し立てるための信頼できる仕組みや方法はなく、当局は常に、申し立てに関する調査を実施せず、不満や苦情の申し立てを受けたという記録を残さなかった。活動家たちからは、被収容者や被勾留者のために尽力するオンブズマンがいないという報告があった。法律は、被収容者が家族と迅速に面会できる権利を規定

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

しているが、複数の NGO や家族の報告では、法律の適用に一貫性がなく、中には親族と会うのを数年間も待つ家族もいるとのことであった。政権は依然として、未知の拠点において、罪状も通知しないまま外部との連絡を遮断した状態で何千人もの被収容者を勾留し続けていた。

政権の支配力が弱い或いは全く及ばない地域では、その地域ごとの修正の仕組が出現していた。支配と監督については様々な報告があり、文民指導者と宗教指導者の双方が施設運営を担当していた。反政権勢力の支配下にある地域では、かつての警察部隊や反体制武装集団のメンバーが施設を運営していた。非国家主体は、法的な適正手続きを理解しておらず、施設を運営するための十分な訓練を受けていないことが多かった。

独立的監視：政権は、刑務所及び収容施設の状況に対する独立的監視を禁止しており、外交官や領事館職員による立ち入りが過去数年よりも多く認められることはなかった。2019 年 10 月、SNHR は政権に対し、赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross）及び国際刑事調査機関（Institute for International Criminal Investigations）が勾留施設に立ち入ることを認めるよう求めた。SNHR はまた、政権による拷問の使用に関する SNHR の同年 10 月の報告書に詳述された様々な拷問事例の疑惑に対して応答するよう政権に要求した。政権はこれらの要求に応答しなかった。

一部の反政府勢力は 2018 年、自分たちが運営する施設を訪問するよう COI を招待し、HRW をはじめとするいくつかの国際人権団体にも訪問を許可した。赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross）／赤新月（Red Crescent）は、全国の収容施設への立ち入り許可を得るべく ISIS を除く全ての政党と交渉を続けたが、2019 年中には政権管理下にあるいかなる施設への立ち入り許可も得ることはできなかった。

d. 恣意的な逮捕又は勾留

憲法では恣意的な逮捕及び勾留を禁止しているが、2011 年の法令は政権に対して、「テロ行為」その他の関連する犯罪行為の疑いがある場合には、罪状なしで最長 60 日まで被疑者を勾留することを認めている。法律では、法廷で自らの逮捕や勾留の正当性に異議を申し立てる万人の権利を規定しているが、政権はこの要件を遵守していなかった。現地の情報源によれば、恣意的な逮捕は継続して発生しており、いくつかの人権団体から数万人規模の恣意的な勾留の報告があった。

逮捕手続及び勾留中の取扱い

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

法律では、刑事事件での逮捕において一般的に令状の取得を義務付けているが、警察はしばしば、令状なしでの逮捕を正当化する理由として、緊急性や国家安全保障の問題を挙げていた。そのこと自体は法律で認められている。警察は、通常、逮捕者を警察署に連行して起訴手続を行い、公判期日が決まるまでそこで勾留していた。法律では、当局が罪状なしで逮捕者を勾留できる期間を 60 日までに制限しているが、様々な NGO、活動家、及び元被勾留者によれば、警察は多くの人々をそれよりも長い期間、或いは無期限に勾留しているということであった。民事及び刑事被告人には、保釈聴聞会を開いてもらい、そこで認められれば自己誓約に基づき保釈してもらう権利があるが、政権によるこの法律の適用には一貫性がなかった。法廷で第 1 回目の審理が開かれるのは逮捕から数カ月後、或いは数年後の場合もあり、被告は自費で弁護士を雇用するか、或いは裁判所が弁護士を指名する場合もあるが、当局は、公判前に弁護士が依頼人に面会することを保証しなかった。現地の人権団体によれば、弁護士との接見は拒否されるのが一般的であるとのことであった。

報告によれば、政治や国家安全保障に関わる犯罪が関与する場合には、当局はしばしば秘密裏に逮捕を行い、それらの事件の審理を明らかに恣意的にテロ対策裁判所（Counterterrorism Court : CTC）、軍事裁判所又は刑事裁判所に割り当てているということであった。報告では、政権は罪状も裁判もないまま長期間にわたり外部との連絡を遮断した状態で容疑者を勾留し、自らの公判前勾留について司法判断を受ける権利を行使させていないとされていた。報告によれば、当局はほとんどの場合、しばしば逮捕から数カ月或いは数年後となる罪状認否手続まで、被勾留者にその逮捕容疑を通知していなかったという。安全保障に関わる案件での被勾留者は、尋問の前や途中に、或いは自らの弁護の準備から実施までを通して、弁護士と接見することができなかった。

報告されるところによると、政権は、外国市民の逮捕、勾留、釈放又は国外追放を行った際に、特に政治又は国家安全保障に関する容疑に関わる場合には、それらの国の政府に通知しないことが多かったという。また政権は、刑務所に収容されていることが判明した外国市民に領事が面会することも認めず、さらにはそのような外国人たちが収容施設内はもとより国内にすらいないと主張することも幾度となくあった。

恣意的な逮捕: 各種治安部隊は依然として恣意的逮捕というこれまでの慣行を続けており、報告によれば、被勾留者の法的救済策は一貫性に欠けていた。

2019 年 9 月、COI は、政権軍によるシリア人の恣意的な逮捕及び勾留の事例が増加していると報告した。SNHR は、2019 年前半の 2,797 件以上の恣意的な逮捕について、政権軍及び親政権派の民兵組織に責任があると報告した。2011 年の紛争勃発時から 2019

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

年 3 月までの間に、SNHR は約 146,657 件の恣意的な逮捕及び強制失踪を報告したが、それらの事例の約 90 パーセントが政権側によるものだった。COI は、政権軍及び親政権派民兵組織が引き続き数万人に上る人々を、公式又は仮設の勾留施設に恣意的かつ違法に勾留していると明言した。COI はさらに、反政権派の戦闘員や離反者と親族関係にある女性たちも、情報収集或いは報復目的で同様に勾留されていると報告した。政権当局は、被勾留者たちの大半を、正当な手続きを経ることなく、法廷代理人や家族との連絡を認めることもなく勾留していた。

2019 年 12 月、人権のための医師団（Physicians for Human Rights : PHR）は、シリア人医療従事者の逮捕、勾留及び拷問に関する報告書を発表した。PHR の調査は、政権軍が特に医療従事者を標的にしており、その理由は、医療従事者としての彼らの立場と、反政権派メンバーやその支持者たちへの医療提供に実際に関わった又はそのようにみなされたことである、と結論付けた。生存者たちの報告によると、政権は、犯してもいない罪を自白するよう医療従事者たちに強要し、また他の医療従事者や医療活動に関する情報を収集する手段として拷問を多用している、とのことだった。

指名手配された人に出頭するよう圧力をかけるために、治安部隊がそれらの人々の親族を逮捕しているという報告が続いていた。警察が、逮捕前に令状や裁判所命令の発行或いは提示を行うことはめったになかった。複数の NGO の報告、及び複数の人権記録団体によって入手・公表された政権側の覚書によって確認されたところによると、治安当局の各支所は秘密裏に多数の逮捕及び勾留を命じているということであった。政権支配下にある地域では、治安部隊が恣意的な逮捕を実施していた。活動家たちや国際的人道支援組織は、政権軍が反政府抗議活動に対抗して治安維持のための急襲を続けていると明言した。

現地 NGO 及び国際的 NGO からの多数の報告の中で、被勾留者の大半は親族への連絡や弁護士への依頼を政権から禁じられていたことが明言された。場合によっては当局が被勾留者を釈放することがあったが、その多くは正式な司法手続を一切踏むことなく行われていた。人権団体からインタビューを受けた何百人もの被勾留者が、自分たちは逮捕され、勾留され、尋問され、またしばしば拷問を受け、裁判官に会うことも判決を下されることもなく、数カ月或いは数年に及ぶ勾留の後に釈放されたと明言した。

SJAC は、当局が複数の検問所において、大抵の場合は理由を示さず、或いは単に徴兵適齢であるとして、男性及び少年たちを恣意的に逮捕することが続いていると報告した。逮捕された人々の一部はその後、移送されて長期間勾留され、又は強制的に失踪していた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

COI は、政権軍が奪還した地域においては国内避難民（IDP）たちが恣意的な逮捕・勾留を恐れて自宅に帰ることができずにいると報告した。2019 年 5 月、HRW は、シリアの諜報機関の複数の支部が、政権が奪還した地域において和解合意に違反して人々を恣意的に勾留し、失踪させていると報告した。HRW は 2019 年の前半 4 カ月間における、グータ（Ghouta）とダルアー（Darra）での 11 件の事例を文書で報告した。「真実と正義のためのシリア人」や「ダルアー殉教者事務局」などの現地の複数の団体は、2019 年 8 月以降少なくとも 500 件の逮捕を文書で記録した。2019 年 9 月の COI の報告でも、ダルアー、ドゥーマ（Duma）及びグータなどの地域へ最近帰還した人々が政権軍によって恣意的に勾留され、失踪させられていると明言された。

報告によると、非国家武装集団も恣意的な逮捕及び不法な勾留を行っていた（第 1 節 g 項を参照）。たとえば、「真実と正義のためのシリア人（STJ）」の報告によると、SDF がシリアのラジオ局『ビッサン FM（Bissan FM）』のディレクターであるハゼム・アル＝ファラジュ（Hazem al-Faraj）を、ラッカ（Raqqa）市のアン・ナワウィ・モスク（An Nawawi Mosque）の近隣にある自宅から罪状も示さずに恣意的に逮捕したとのことである。

裁判前の勾留：非常に長期間に及ぶ起訴前勾留が、依然として深刻な問題となっていた。報告によれば、当局は数千人の被勾留者を、起訴せずに釈放する場合も或いは裁判にかける場合も、その前に数カ月から数年間にわたって外部との連絡を遮断した状態で勾留しており、多くの被勾留者が収容施設内で死亡していた（第 1 節 a 項を参照）。利用できる裁判所が不足していることや、迅速な裁判や司法取引のための法規定がないことも、長期間に及ぶ起訴前勾留の一因となっていた。前年度までの間に、問われている罪に対する刑期を勾留期間を超えたという事例の報告が、非常に数多くあった。刑務所の総被収容者数に対する起訴前勾留の被収容者の比率や勾留期間に関する情報は、2019 年中には入手できなかった。シリアの人権団体は、引き続き被勾留者の窮状を強調して彼らの釈放を求めている。2019 年 8 月 7 日、政権の勾留施設における被勾留者の状況に関する国連安全保障理事会の公開討論において、ローズマリー・ディカルロ（Rosemary A. DiCarlo）国連政治・平和構築担当事務次長（UN under-secretary-general for political affairs）及び多くの加盟国は、シリア代表に対して、恣意的な被勾留者の即時の釈放、独立した中立的な監視団による勾留施設への立ち入りの許可、及び被勾留者の家族への情報提供を要求した。

裁判前の勾留の合法性に異議を申し立てる被勾留者の能力：法律により、刑事上又はその他の理由のいずれであろうと、逮捕又は拘束された人には、自らの勾留の法的根拠或いは恣意的性質及び司法手続の開始の遅れについて、法廷で異議を唱える権利が与えら

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

れている。当局が不法にその人を勾留していると裁判所が判断した場合、即時釈放又は補償金、或いはその両方の権利を有する。しかしながら、法廷で自らの勾留の合法性に異議を唱えることができたり、或いは不法な勾留であると判断されたりしたとしても、即時釈放や補償を獲得できた被勾留者はほとんどいなかった。

e. 公正な公判の否定

憲法は司法の独立を定めているが、裁判所は様々な当局から常に政治的な影響を受け、検察官や被告側弁護士は脅迫や暴力にさらされた。政治的背景を伴う訴訟の結果はあらかじめ決められているように思われ、被告は場合によっては司法当局者や検察官に賄賂を渡すことが可能だった。政権当局は、何万人もの人々を公正な裁判を受けさせることなく勾留し、そのような人々の中には、NGO 関係者、人権活動家、難民支援活動員、聖職者、医療従事者などが含まれていた。

裁判手続

憲法は公平な裁判を受ける権利を定めているが、必ずしも公開裁判である必要はない。司法は一般にこの権利の行使を認めておらず、政権は司法の独立性を尊重していなかった。

憲法では、被告は有罪と立証されるまで無罪であると推定されることが定められているが、CTC 或いは軍事裁判所がこの権利を尊重しなかったことを示す多くの報告が上がっていた。被告人には、必要に応じて通訳付きで、容疑の罪状を即時かつ詳細に通知される権利があるが、当局はこの権利を行使させておらず、多数の被勾留者及びその家族から、被告人が自らにかけられている容疑の内容を認識していないという報告がなされていた。未成年者或いは性犯罪が関与する裁判や、CTC 又は軍事裁判所に送致された裁判は、対面ではなくビデオ会議システムを用いて実施される。法律により、被告人には自らが選んだ弁護人を立てる権利が与えられているが、スパイ容疑をかけられた被告人には法的代理人を立てることは認められなかった。被告人が貧困者の場合には裁判所が弁護士を任命する。

HRW の報告によると、シリアの諜報部門に逮捕された人々が関与する事件の大半において、被告は勾留されている期間を通して外部との連絡を絶たれた状態で勾留され、弁護士との連絡を禁じられていた。SNHR の報告によると、軍事裁判所で裁判にかけられている被勾留者がその弁護士や家族に知らされることなく、詳細不明の場所に移送される例が増えていた。非常に多くの NGO が、政権に勾留されている人々の家族は愛する

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

人の状況に関する情報を入手できない状態が続いていると報告した。

国際司法支援協会（International Legal Assistance Consortium : ILAC）及びその他人権派弁護士たちは、一部の政治色の濃い訴訟では、政権が被告側弁護士に訴追事件簿を提供する場合があったとしても、その事件簿には何の証拠も含まれていないと報告した。被告人は証人や証拠を提出し、或いは検察側の証人と対峙することができるが、当局はこの権利を尊重しないことが多かった。被告人は法律上、証言や罪の自白を強要されてはならないが、HRW の 2019 年 5 月のレポートで説明される通り、家族や NGO からは、被告人が審判手続きの前に脅しや拷問を受けていたという報告が頻繁に届いていた。COI の報告では、CTC 及び軍事裁判所は有罪判決を得るために、強要した自白や拷問を通して入手した情報に依拠していた。

有罪判決を受けた被告人は、その判決を不服として地方上訴裁判所や最終的には破棄院（Court of Cassation）に上訴することができる。必ずしも全ての市民がこれらの権利を平等に行使できているわけではなく、その理由の一つは、家族法及び刑法の一部において宗教法の解釈がその基礎となっており、それが女性にとって差別的な性質であるということがあった。一部の身分法（personal status law）では、関係する人々の宗教にかかわらず、シャリーア法（イスラム法）を適用していた。さらに、報道機関や NGO の報告では、政治犯罪や政権に対する暴力の容疑、或いは反政権勢力が支配する地域で市民に人道支援を提供した容疑で起訴された人々に対しては、政権がこれらの保護の一部や場合によっては全てを認めていないことが示唆されていた。裁判に至った場合、反政府活動で起訴された人々に対する刑罰は過酷なものとなる傾向にあり、暴力的犯罪者と非暴力的犯罪者が同様の罰を受けていた。たとえば、SNHR の 2019 年 5 月の報告によると、ダルアーの反体制派に属する「ワイル（Wael）」と「ファリド（Farid）」は、政権が非支配地域を奪還した後の 2018 年 8 月、政権との和解合意に署名したほぼ直後に逮捕された。2 人は殴打され、弁護士との接見を認められず、ダマスカス（Damascus）で 4～5 カ月にわたって拘束された。SNHR によれば、裁判にかけられた人々の大半は、5～20 年の実刑判決を受けているとのことであった。政権は、CTC で裁判が行われる被告人には実効性のある法的代理人をつけることを認めなかった。活動家の報告によれば、テロ対策法に基づき起訴された被告人は、公判期日を変更するために弁護士を雇用することはできたが、ILAC によると、当局は、弁護士が審理中に発言することを認めず、公判記録文書のコピーも取らせなかった。

反政府勢力の支配地域では、訴訟手続や裁判手続は場所によって、或いはその地域を支配する武装集団によって異なっていた。現地の人権団体の報告によれば、各地域の統治機構がこれらの責任を負っているとのことであった。市民社会と民主主義センター

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

（Center for Civil Society and Democracy：CCSD）の報告では、一部のケースでは慣習的なシャリーア法を、またその他のケースでは国内法を採用して、民間人がこれらのプロセスを運用しているとのことだった。反体制派のシャリーア評議会による判決では、時に上訴手続も家族の面会も認めずに、公開処刑という結果になることもあった。

現地の複数の NGO によれば、反体制派が運営するシャリーア評議会は、依然として女性を差別しており、女性が裁判官や弁護士を務めることや、被勾留者と面会することを認めていないということであった。

クルド人関係当局は、その支配地域において、「社会憲章（Social Charter）」に基づく法典を作り上げた。複数の報告によると、この社会憲章は、シリアの刑法及び民法と、EU 法に基づいた離婚、結婚、武器所有、及び脱税に関する法律を組み合わせたものであると説明されていたが、恣意的な逮捕の禁止や司法審査を受ける権利、弁護士を指名する権利など、欧米の司法制度では普通に認められている一定の公正な裁判の基準が盛り込まれていなかった。司法制度は、裁判所、法律委員会、及び捜査機関で構成されていた。

人権団体や報道機関は引き続き、HTS が、逮捕した人々に自らの勾留の法的根拠や恣意的性質について、シャリーア裁判所で異議を唱える機会を与えていないと報告した。伝えられるところによると、HTS は、シャリーア裁判所において、拷問によって自白を得ることを認め、反対勢力に属するとみなした人々やその家族を処刑し、又は強制的に失踪させていた。

報告によれば、ISIS は、その縮小し続ける支配地域において、シャリーア法の解釈を決定する裁判所を設立し、その法廷で裁判長を務める判事たちの資格は様々ではないとのことだった。フリー・ヤジディ財団（Free Yazidi Foundation）は、ISIS がその支配下にある地域において、ISIS のルールに違反した容疑をかけられた、又は敵対勢力に協力したと疑われた、ヤジディ教徒やその他少数派の人々を含めた民間人を、適切な司法手続を行うことなく拘束していると報告した。

2019 年 10 月 8 日付のヒューマン・ライツ・ウォッチのプレス・リリースは、ISIS に所属していると疑われる人々を、SDF が正式な手続を経ずに勾留していると結論付けた。HRW によると、その地域の文民当局は「国際的な適正手続の水準に従った態様で外国人の ISIS 容疑者を訴追するための、必要なインフラがない」と主張したとのことである。HRW は、自国の市民が拘束されている各国に対し、「拘束されている市民の更生、社会復帰及び国際水準に従った訴追を直ちに確保する」よう呼びかけた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

政治犯及び政治的理由により勾留された者

政治犯及び政治的理由による被勾留者についての報告が無数にあった。SNHR 及びその他複数の NGO は、2011 年以来何万人もの市民が組織的に逮捕されていると報告した。最大のリスクにさらされているのは、平和的デモの参加者、人権活動家、反対派の政治家及びそれらの家族を含め、政権に反対しているとみなされた人々であった。空軍情報局、軍情報局、政治治安部そして総合情報部という 4 つの政府諜報機関が、そのような逮捕及び勾留のほとんどに関与していた。

2019 年 8 月の国連安全保障理事会の政権下で勾留中の被勾留者に関する会合において、国連政治・平和構築担当事務次長は、政権によるシリア市民の恣意的な勾留は組織的かつ広範なものであると COI が結論付けたことを確認した上で、政権からの情報不足と政権内の透明性の欠如を考えると、政治犯及び政治的理由による被勾留者の総数を見極めるのは困難である、と報告した。当局は依然として、政治や安全保障関連の罪で勾留されている人々の人数や名前に関しては、情報を明かすことを拒み続けていた。複数の人権団体が確認したところでは、被勾留者の中には医師、人道支援提供者、人権擁護者及びジャーナリスト、また女性や子どもも含まれていた。

報告によれば、政治犯や国家安全保障に関わる被収容者については、特に敵対勢力のメンバーであると疑われた場合、収容される刑務所の状況は依然として一般の犯罪者用のものよりもはるかに劣悪なままであったという。現地の NGO によれば、当局は、政治犯を意図的に重罪容疑での既決囚や被告人と共に過密状態の監房に収容し、言葉や暴力による脅威や虐待にさらしているとのことであった。また複数の政治犯たちの報告によれば、ベッド不足のために地面で就寝し、頻繁な所持品検査に遭うことも多かったという。家族からの報告、特にファミリーズ・フォー・フリーダム (Families for Freedom) という団体からの報告によれば、当局は多くの政治犯に対して、家族や弁護士との接触を禁じていたという。何人かの元被勾留者や人権擁護監視員の報告によれば、政権は政治犯に対してはコーラン (Quran) を含めた読み物を利用せず、監房の中での礼拝も禁止していたということである。

2011 年の抗議運動の後に勾留された又は強制失踪させられた多くの著名な民間人活動家やジャーナリストが、依然として勾留されたままとなっているということであった。政権軍によって強制失踪させられたと思われる、非暴力の抗議者のアブデル・アジズ・カマル・アル＝リハウィ (Abdel Aziz Kamal al-Rihawi)、アラウィー派 (Alawite) の反体制派有力者アブデル・アジズ・アル＝カイール (Abdel Aziz al-Khair)、クルド人活動家のベラザニ・カッロ (Berazani Karro)、反体制活動家ラドワン・ジアデ (Radwan Ziadeh)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の兄弟のヤッシン・ジアデ (Yassin Ziadeh)、人権派弁護士のハリール・マトウク (Khalil Ma'touq) とその助手のモハメド・ザザ (Mohamed Zaza)、人権活動家のアデル・バラジ (Adel Barazi)、並びに平和活動家で舞台演出家のザキ・コルディーロ (Zaki Kordillo) とその息子のミヒヤール・コルディーロ (Mihyar Kordillo) の事案を含めて、報告されている失踪事案の大半は、前年までと比べて何の進展も見られなかった。

複数の NGO が引き続き、政権がテロ対策法を利用して非暴力の活動家を逮捕し、基本的な適正手続きの権利を侵害した裁判によって、テロリストを支援した罪で彼らに有罪判決を下していると報告した。伝えられるところによると、当局は、暴力的な交戦状態があったということを口実に、それらの人々を起訴していたが、容疑の中には人道支援物資の配給や抗議デモへの参加、人権侵害の記録作成など、平和的な活動が含まれていたとのことだった。当局は、以前に恩赦で釈放された人々や、政権と以前に和解合意に署名していた人々の多くを引き続き再逮捕していた。

恩赦：2018 年 10 月、政権は脱走兵及び軍務を忌避した市民に恩赦を与えたが、シリア国内に居住している場合は 4 カ月以内に、国外居住の場合は 6 カ月以内に出頭して軍務に就くことを条件とした。この恩赦は、政権に敵対した戦闘員や、反対勢力に加わった者、すなわち政権がテロリストとみなす人々には適用されなかった。報道機関は、難民たちは強制的な徴兵や投獄を恐れて、この恩赦に懐疑的だと報道した。各地で政権との和解合意の枠組み内で被勾留者が釈放されたが、その数は限られたものだった。2019 年中、政権と事前に和解合意を締結していた地域において、政権軍が事前の恩赦の合意に反して民間人や元武装反対派メンバーを集中的に狙った急襲・逮捕作戦を展開したという報告件数が増加した。

2019 年 5 月、HRW は、軍諜報部及び治安部隊からの離反者の男性 3 名が、事前に政権との和解合意に署名していたにもかかわらず、勾留又は失踪させられた事案を文書で報告した。

民事上の訴訟手続及び救済方法

政権には人権侵害に対する民事上の救済措置は事実上存在していなかった。反政権勢力は、それぞれの支配地域において一貫した民事上の訴訟手続を整備していなかった。ISIS やその他の過激派集団の支配地域では、民事上の司法機構は見られなかった。

報告によれば、シリア北東部のクルド人支配地域では、民間の和平・調停委員会が、裁判にかける前に民事上の紛争を解決しているとのことであった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

財産回復

政権の治安部隊は日常的に被勾留者の財産や所持品、電子機器などを押収していた。法律はまた、テロ行為で有罪判決を受けた者の動産及び不動産の押収を定めているが、テロ容疑は、2012 年以降、政治的敵対者やその他の被勾留者に対して共通して問われる罪状である。治安部隊は、法律の規定通りにそれらの物品の目録を作成することを怠っており、被勾留者には押収された所有物を釈放後に回復する権利があるにもかかわらず、当局が財産を返還しないケースが頻繁に見られた。報道機関や活動家からの報告によれば、政権軍は、難民や国内避難民（IDP）が残していった不動産も没収しているとのことであった。CTC は裁判で被告不在のまま有罪判決を下すことが可能であり、したがって、難民や IDP が残していったそのような不動産の没収を法的に擁護できた。2011 年の暴動以降、反政権派が支配する地域において裁判所記録や財産登録簿が破壊されたため、状況はさらに複雑化していた。

政権は引き続き、復興に向けて予定される「再開発区域」を定めるために 2018 年に成立した法律第 10 号を実施した。不動産の所有者は所有権を立証する書面での証拠を提示するよう通知され、これに従わない場合は所有権を国に引き渡さざるを得なくなるというものである。法律第 42 号によって修正される通り、1 年の期間内に所有権をうまく主張できない者は、所有権は現地の政権のものとなる。所有者は、自ら直接所有権を立証するか、又は指名した代理人を通してこれを行うことができる。

2019 年 3 月、シリア・リーガル・ネットワーク（Syria Legal Network）、戦争賠償センター（War Reparations Center）及び国際 NGO の PAX は、2011 年以降に政権が可決・施行した 12 の法律及び政策が引き続き、シリア国民、特に帰還難民にとって、紛争前に所有していた不動産を回復する努力の障壁となっていると報告した。2019 年 1 月、政権は、法律第 10 号に基づく開発のために収容された土地を市民が以前所有していたことを立証するための受付期間を 30 日から 1 年に延長したが、複数の NGO が述べたところによると、何千人もの難民や IDP が自らの不動産に対する所有権を申し立てるのはほぼ不可能であり、政治的な背景と共に法律の手続き上の要件が、特にスンニ派住民にとって、虐待及び差別が生じる大きな可能性を生んでいた。その後、2019 年 7 月のレポートにおいて、欧州平和研究所（European Institute of Peace）は、多くのシリア人が土地区画・権原の立証・文書記録上の要件のために自らの住居、土地及び財産の権利を主張することができず、政権が引き続き、所有地への立ち入りを認めない、或いは事前の警告や代わりの住居・賠償を提供することなく住民の財産を取り壊すことなどによって、避難していた住民が自らの所有地に帰還することを妨げている、と述べた。上訴する手

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

続きは存在するものの、複数の NGO が引き続き、法律が恣意的かつ差別的な形で施行されているという深刻な懸念を表していた。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は違法な干渉

憲法及び法律は恣意的な家宅搜索を禁じているが、政権はそのような禁止規定を守らないことが通常だった。警察及びその他の治安機関は、私有地に立ち入る際に、安全保障や非常事態を理由に挙げ、刑事事件における捜査令状の提示要件を回避することが多かった。政権が支配力を維持している大半の県の大規模な都市や町では、反政府抗議活動が実施された後や政権を狙った反体制派勢力の攻撃の後、又は政権支配の再開の後に大抵、恣意的な一斉家宅搜索が行われていた。

政権は依然として、自国の市民と在留外国人のいずれに宛てられた郵便物も開封しており、また電子メールを含めたインターネット通信も日常的に監視していた（第2節 a 項を参照）。

COI の報告書及びウルナム（Urnammu）の報告書に記載されるように、政権は政敵及び国家安全保障に対する脅威とみなした者に対して情報提供者制度を用いていた。

報告されるところによると、政権は、親族が犯した疑いのある罪について数多くの家族を処罰していた。2019 年 7 月、HRW は、テロ容疑者リストに恣意的に記載された全家族を、政権がその資産を凍結することによって処罰していると報告した。HRW は、住居、車及び工場が没収されたという、ある被害者に面談調査を実施した。政権が支配する地域に住む別の男性は、兄弟がテロ容疑者リストに記載された後、家族が所有する薬局を没収された。その男性の家族は収入と生活のためにこの薬局を必要としていた。HRW はまた、政権の治安部隊によって嫌がらせを受け、勾留された家族の事例を報告した。たとえば、HRW は 2019 年 5 月の報告において、メディア活動家「イヤド（Iyad）」が、道中の検問所での逮捕の懸念のため、安心してダマスカスで治療を受けることができない理由から、同年 2 月、治療を受けるために出国したことを報告した。イヤドが出国した後、軍情報局の職員たちがイヤドの自宅に行き、イヤドの父親、母親及び妻を拘束した。情報局職員らは家族をまる 1 日拘束し、イヤドの居所について尋問した。イヤドによると、軍情報局は家族を釈放した後さらに 4 回、イヤドの自宅を訪れ、225 ドル以上を支払わなければ妻、母親及び父親を再逮捕すると脅したという。

g. 国内紛争での虐待行為

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

政権、NDF などの非政府系民兵組織、反政権組織、SDF、また HTS や ISIS などの暴力的な過激派集団は、依然として年間を通じて武装戦に参加し続けていた。トルコ政府はシリアの北西及び北東地域で戦闘に参加していた。ロシア及びイラン政府も、ヒズボラなどの外国テロ組織と共に、シリア国内全体で政権軍を支援した。

もっとも甚だしい人権侵害は、政権が国民の安全や幸福を組織的に軽視していることに由来していた。このような人権侵害は、市民が自らの政府を平和的に選ぶ権利の完全な否定、国家及び非国家組織による暴力から市民の大多数を守る法執行機関の能力の崩壊、並びに民間人や民間機関に対する暴力の使用に顕著に表れていた。2019 年 9 月の COI の報告など数多くの報告において、政権が恣意的及び不法な殺害、拷問及び勾留を大規模に実施していることが示唆されたが、特に政権が支配している地域に自発的に帰還したシリア難民に対するものが著しかった。学校、病院、礼拝所、給水所及び発電所、製パン所、市場、市民防衛隊センター、住宅が密集する地域、及び民家への攻撃が、国内全域にわたって日常的に行われていた。2018 年、COI は、包囲攻撃を実行するために用いられる手法が、2012 年以来 COI が文書で報告する通り、国際的な人権法及び人道法の重大な違反であり、場合によっては戦争犯罪に相当する、と結論付けた。

2019 年 9 月の時点で、近隣諸国で UNHCR に登録されているシリア人難民の数は 560 万人を超えており、IDP も 620 万人いた。政権は、人道的支援のためのアクセスを頻繁に妨害しており、また民間人の居住地（特に反政府組織が支配する地域）に向かう車両集団から、医療用品といった物品を取り除いていた。

2011 年の紛争勃発以降殺害された人の総数については、メディアの情報源や人権団体によって様々な推定となっていた。シリア人権監視団（Syrian Observatory for Human Rights）は 2011 年から 2019 年 3 月までの紛争関連の死亡者数を 570,000 人以上と文書で報告し、SNHR は同期間に 220,000 人以上の民間人が殺害されたと推定している。このように数に大きな隔たりがあるのは、多数のシリア人が行方不明或いは失踪状態にあり、その消息が分からないままであることに起因している。SNHR は死亡者のうち 89 パーセントが政権軍及びイランが支援する民兵組織によるものとしていた。

SNHR の記録では、イドリブ県において 2019 年中 23 回のクラスター兵器による攻撃が行われており、そのうち 20 件は政権によるものであり、10 人の民間人が死亡し、それをはるかに超える負傷者が出た。

伝えられるところによると、政権及び親政権勢力は病院、住宅地、学校、IDP 居住地及び難民キャンプを繰り返し攻撃したが、これらの攻撃には、化学兵器の使用に加えて樽

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

爆弾での爆撃が含まれていた。これらの部隊は軍事作戦として強制移動、レイプ、兵糧攻め、長期にわたる包囲と共に、民間人の大虐殺を用い、それによってその地域が降伏せざるを得ないことが時折あった。

拘束中の死亡についての報告が数多くあり、特に顕著なのはメッゼ空港の勾留施設、軍情報局第 215 支所及び第 235 支所並びにサイドナヤ刑務所におけるもので、適切な手続きを経ない処刑、拷問、或いは栄養失調や医療を受けられなかったことによるものなど、他の形態の虐待による死亡があった。

報告によると、政権は被勾留者の遺体の処理に焼却炉を用いていることは否定したが、ほとんどの場合において当局は亡くなった被勾留者の遺体を遺族に返すことはなかった。

ワシントン・ポスト紙によると、一連の経緯に詳しい弁護士たちの話として、国防省が 1 年を通して全国の市民登録局に被勾留者の氏名を送付し、これらの被収容者たちを死亡と登録するよう指示したとのことだった。死亡の登録はダマスカス県、ホムス (Homs) 県、ハマー (Hama) 県及びラタキア (Latakia) 県で行われた。市民登録局は基本的な概要を記した通知書を発行したが、伝えられるところでは、亡くなった人に関する詳細はほとんど記載されていなかった。軍病院は別の死亡通知書、正式な証明書及び診断書を発行した。これらの文書には、死因は心臓発作と記載されているのが常だった。

2019 年 4 月、オンライン・メディアのシリア・コール (*Syria Call*) は、サイドナヤ刑務所で 95 人の被勾留者が処刑され、その大半がテロ関連の罪状で拘束されていたと報じた。2019 年 5 月、ニューヨーク・タイムズ紙は、最近釈放された元被収容者が、数百人の被勾留者がサイドナヤ刑務所に移送されていると聞いたと断言しており、この刑務所では適切な手続きなしで処刑が加速的に実施されている、と報じた。2019 年 11 月、サイドナヤ刑務所被勾留者及び行方不明者協会 (Association of Detainees and the Missing in Sednaya Prison) は、2011 年以降に逮捕されてサイドナヤ刑務所に移送された人で、自らの判決内容を通知された者はほとんど誰もいないと報告した。

国際正義と説明責任センター (Center for International Justice and Accountability) の調査員らは、拷問や不衛生な状況に起因する被勾留者の死亡を認めた政権及び軍の覚書を発見した。SNHR は 2019 年中に政権によって行われた拷問に起因する非常に多くの人々の死亡について文書で記録していたが、これには、1 人の妊娠中の女性とその赤ちゃんの記録も含まれていた。2019 年 1 月 12 日、SNHR は、ダマスカス近郊のムハジリン (Mhajrin) 出身で 2017 年に政権軍によって逮捕されていた大学院生モハンマド・オサマ・アル・

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

イマーム (Mohammad Osama al Imam) が、政権の勾留施設で拷問により死亡したことを確認する情報を入手した。

殺害：報告によれば、年間を通して政権が殺害の大半を行っていたという（第1節 a 項を参照）。

複数の NGO からの報告及び 2019 年 9 月の COI の報告では、イドリブ県において、戦闘の激化が 2 回の大きな波のように発生したことが示されていた。1 回目は 2019 年 2 月半ば、そして 4 月末に再び激化し、空爆によって数百人の民間人が死亡した。SNHR は、2019 年 4 月以降でイドリブ県におけるシリア及びロシア軍による市民 1,432 人の死亡を文書で記録していると報告した。非武装地帯全体で空爆や地上戦が続き、「衝突回避措置」が適用される病院、学校、市場及び農場を含む民間インフラを破壊した。

COI は、攻撃のパターンから、親政権勢力が組織的に医療施設を標的にしていることが示され、そのような攻撃は、保護の対象を故意に攻撃すること及び医療従事者を意図的に攻撃するという戦争犯罪に相当する可能性があるとして述べた。

報告によると、政権軍は依然として禁じられている化学兵器及びクラスター兵器を人口が密集した地域で使用し続け、学校や病院を含め、民間人や保護されるべき対象を攻撃していた。政権は、ラタキア近郊での軍事行動の一環として化学兵器の使用を再開し、SNHR は 2019 年 5 月 19 日のクバイナ (Kbaina) 村でのそのような攻撃を記録している。2019 年 3 月、化学兵器禁止機関 (Organization for the Prohibition of Chemical Weapons : OPCW) は、2018 年 4 月のダマスカス近郊の町ドゥーマでの攻撃で、塩素ガスを含む有毒化学物質が使用されたと結論付ける報告書を発表した。OPCW はこの攻撃の責任の所在を明確に示さなかったが、COI がそれ以前にこの攻撃について報告しており、塩素ガスを詰めたガス・シリンダーが政権のヘリコプターで運搬され、シュハダ・スクウェア (Shohada Square) の南西に位置する高層アパートの建物を直撃したと述べていた。OPCW はまた、2019 年 1 月にも、2018 年 11 月のアレッポにおける化学兵器使用疑惑を調査するために事実調査団が派遣された、と発表した。

化学兵器に加え、政権は、クラスター兵器や樽爆弾を頻繁に使用した。SNHR は、2019 年 4 月から 9 月の間に、ロシア及び政権のヘリコプターや飛行機によってイドリブ県に少なくとも 3,240 発の樽爆弾が落とされ、その多くが住宅や医療施設、学校などを含む民間人や民間インフラを攻撃したと記録した。

さらに、PHR、SNFR 及びその他複数の NGO は、ロシア及び政権が、シリア民間防衛

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

隊（Syria Civil Defense、またの名を「ホワイト・ヘルメット（The White Helmets）」）などの、影響を受けた地域社会で被害者救援のために活動する人道支援機関のスタッフを標的にしていると結論付けた。

2019 年中、暴力的な過激派集団が殺害を行っていた。2019 年 1 月、モハンマド・アル＝フセイン・アル＝ジネイド（Mohammad al Hussein al Jnaid）が HTS の武装集団に拘束された。同年 4 月、SNHR は、勾留施設での拷問が原因でこの男性が死亡したことを確認する情報を入手したが、遺体は遺族に返されなかった。COI は、反政権派武装集団が明らかに正当な軍事上の目的もなく人口が密集した民間人の居住地域に無差別の間接的砲兵射撃を行い、民間人の死傷者を出したことは戦争犯罪に相当すると報告した。2019 年 4 月 7 日、武装集団のジャイシュ・アル＝イザ（Jaysh al Izzah）がハマー（Hama）市に向けてロケット弾を発射し、それが国立病院に命中、これによって子どもを含む民間人が殺害された上、医療従事者、患者、子どもを含め約 20 人もの人々が負傷した。

SNHR は、2019 年前半において 28 人の民間人の死亡が HTS によるものとした。2019 年 6 月、アレッポを拠点とする HTS のメンバーが、アレッポ近郊南部の田園地帯アル＝ワディヒ（Al-Wadihi）村に向けて 120 mm のグラート（Grad）ロケット弾を撃ち込んだ。この攻撃で 4 人の女性、5 人の男性及び 4 人の子どもを含む 13 人の民間人が殺害されたが、被害者は全員、結婚式を祝うために集まっていた人々だった。

ISIS は 2019 年 3 月に支配地域を失ったものの、SNHR の推定では、2019 年中少なくとも 80 人の民間人の死亡について ISIS が関与しており、そのうち 11 人が女性、7 人が子どもだった。COI の報告では、2019 年 10 月 12 日、ISIS の戦闘員が仮設難民キャンプを襲撃し、多くの民間人、主に女性と子どもを拉致した上、後に、ISIS の支配地域から逃げたとしてその一部を処刑した。スワイダー（Suwayda）県では、ISIS の戦闘員が民家を 1 件ずつ襲い、民間人の女性、男性、子どもたちを銃撃し、拉致した。ISIS の隊員たちは、1 家族につき 1 人だけ殺害せずに生き残らせ、それは女性であることが多かったが、事件について語らせることが目的だった。銃弾を使い果たすと、ISIS の民兵たちは混雑した市場などでベストに装着した爆弾を起爆させて自爆テロを行い、少なくとも 200 人の民間人が死亡し、その他 170 人以上が負傷した。2 人の自爆テロ志願者が、市民病院の近くでベストの爆弾を起爆させる前にドゥルーズ派（Druze）の民間人に捕らえられ、後に県の首都で民間人たちによって公開絞首刑になった。

SNHR は、2019 年前半における 116 人以上の民間人の死亡を、クルド人部隊（主に YPG）によるものと判断した。2019 年 10 月 9 日にトルコ軍が国境を超えてシリアの北東部に軍事侵攻を開始した後、SNHR は、SDF によるトルコへの砲兵射撃による民間人の犠牲

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

者を記録した。これには、トルコのアクチャカレ (Akçakale) 市における 2019 年 10 月 10 日の攻撃で殺害された、幼児 1 人を含む 2 人の民間人が含まれる。

外国勢力もまた、無差別の武力行使に起因すると報告される死亡に関与していた。

SNHR は、2019 年の初めから 8 カ月間における、68 人の子どもと 34 人の女性を含む 316 人の民間人の死亡及び、紛争に介入して以降の 6,500 人以上の民間人の死亡について、ロシアに責任があるとした。2019 年 9 月の COI の報告書は、フメイミム (Humaymim) 空軍基地への攻撃に対して、ロシアの航空宇宙軍が 2019 年 3 月にイドリブ県での作戦に参加した、と述べている。SNHR はまた、ロシア軍が 2019 年 4 月以降、重要な民間施設に対して 113 回の攻撃を実施したと推定している。これには礼拝所に対する 15 回、学校に対する 24 回、医療施設に対する 21 回、市場に対する 1 回、及びシリア民間防衛隊に対する 23 回の攻撃が含まれていた。SNHR の推定では、2019 年中にイドリブ県では 138 人の民間人、ハマー県では 53 人の民間人がロシアによる空爆で死亡した。COI もまた、混雑した市場に対する継続した攻撃パターンにロシアが関与している、とした。たとえば、複数の報道機関が、マアラット・アル＝ヌーマン (Maraat al-Numan) の市場へのロシア及びシリア部隊が主導した空爆で、少なくとも 33 人の民間人が死亡し、さらに 100 人が負傷したと報じていた。

2019 年 10 月、トルコ軍及びトルコが支援するシリアの武装反体制勢力 (TSO) は、シリア北東部への軍事侵攻を開始した。国連人権高等弁務官事務所、AI、HRW 及び報道機関は、トルコ軍及び TSO が民間インフラや住宅地を攻撃し、民間人の犠牲者を出した他、超法規的な殺人、略奪、所有地没収などの事例がある、と報告した。AI は、トルコ軍及び TSO が「深刻な人権侵害及び戦争犯罪を実行し、市民の生命を軽視する恥ずべき姿勢を表した」と報告した。

トルコ政府はこれらの報告に信ぴょう性がないと一蹴し、シリアの反体制派や TSO の行為についての責任を否定したが、そのような報告に関連する調査の必要性及び説明責任については概ね認め、トルコが支援する反体制派組織「シリア国民軍 (Syrian National Army)」が既に調査及び規律のメカニズムを確立している、と伝えた。トルコ政府は、軍事作戦における自軍の行動は国際法に適合したものであり、軍は常に民間人の犠牲を回避するよう心掛けていた、と断言した。

AI、ワシントン・ポスト紙、BBC ニュース (BBC News) 及びニューヨーク・タイムズ紙は、複数の情報源からの情報を引用し、トルコが支援するシリアの武装反体制集団アハラール・アル＝シャルキーヤ (Ahrar al Sharqiya) が 2019 年 10 月 12 日、クルド人の

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

女性政治家で「未来のシリア (Future Syria)」党の書記長であるハービン・ハラフ (Hevrin Khalaf) の車列を待ち伏せして襲い、ハラフとその運転手を超法規的に殺害した、と報じた。アハラル・アル＝シャルキーヤは、この襲撃の中で道路脇に跪き両手を後ろで縛られた 1 人のクルド人兵士をメンバーが処刑している場面を映した動画をソーシャル・メディア上で公開した。同じ地域で起きた別個の事件では、アハラル・アル＝シャルキーヤが、急遽設置した検問所で別の複数のシリア人市民を殺害したことが疑われている。

AI 及び PHR も現地の情報源を引用し、2019 年 10 月 12 日のサルヒエ (Salhiye) の学校近くでの空爆を含め、トルコが民間インフラを攻撃し、4 人を殺害し、さらに 6 人を負傷させたと報告した。

民間人の犠牲者に関する報告は様々だった。2019 年 10 月後半の時点で、AI は、トルコ軍及びトルコが支援する武装反体制集団によって軍事侵攻の間に少なくとも 218 人のシリア人が殺害されたと報告した。北東シリア自治局 (Self Administration of Northeast Syria) はトルコの「平和の泉作戦 (Operation Peace Spring)」によって 2019 年 12 月の時点で 478 人の民間人が殺害されたと主張した。AI 及び PHR も現地の情報源を引用し、2019 年 10 月 12 日のサルヒエの学校近くでの空爆を含め、トルコが民間インフラを攻撃し、4 人を殺害し、さらに 6 人を負傷させたと報告した。トルコ軍による砲撃と爆撃で、アルーク (Aluk) 給水所が 2019 年後半に 2 回ダメージを受け、ハサカ (Hasakah) 県で約 400,000 人が水道を利用できなくなった。

トルコ当局は、「平和の泉作戦」中にトルコ当局がシリア国内の YPG 軍によるものだとする間接射撃により、トルコ国内で 1 人の幼児を含む 18 人の民間人が死亡し、150 人が負傷した、と報告した。トルコ当局はまた、シリア国内でトルコが支配する地域において、トルコが YPG によるものだとする簡易爆弾 (IED) による攻撃で、少なくとも 100 人のシリア人が殺害された、と報告した。

誘拐：報告によれば、2019 年中の失踪の大半は、政権及び親政権勢力の手によるものであるということであった (第 1 節 b 項を参照)。

また報告では、政権と関係のない武装集団も、宗教指導者、支援活動員、政権との関係が疑われる人々、ジャーナリストや活動家を標的にして、人々を誘拐していたという。ISIS によって誘拐されたと考えられる多くの人々の拉致に関しては、新しい追跡情報はほとんどなかった。SNHR は、2019 年 9 月の時点で 2,400 人以上の継続的な勾留及び誘拐にクルド人勢力 (YPG) が関与しているとし、また、2,800 人以上が他の反体制派武

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

装グループ、約 2,000 人が HTS、さらに 8,700 人以上が ISIS によるものとした。

ISIS が支配する地域はほとんどなくなったが、SNHR によると、ISIS によって勾留されていた 8,143 人（シリア人及び外国人の活動家、人道支援スタッフ及びジャーナリストを含む）の消息は不明なままであるという。2019 年 3 月、SDF は HRW に対し、SDF が ISIS の部隊から刑務所と勾留施設を奪取したとき、勾留されていた人は 1 人もいなかったと報告した。

2014 年、ISIS は、イラク北部に対する攻撃の中で推定 6,000 人の女性及び子どもを誘拐したが（そのほとんどはヤジディ教徒）、そのうち数千人をシリアに連行し、そこで女性たちは性奴隷として売られるか、ISIS の戦闘員と名目上の結婚を強いられ、或いは ISIS の幹部に「贈り物」として与えられた。ヤズダ（Yazda）やフリー・ヤジディ財団などの NGO 及び活動家たちは、その後 3,000 人以上のヤジディ教徒の女性や子どもたちが脱出し、或いは SDF の軍事行動で解放され、又は拘束を解かれたものの、3,000 人近い残りの人々が行方不明だと報告した。2019 年 6 月、ワシントン・ポスト紙は、クルディスタン地域政府（Kurdistan Regional Government）に確認したところによると、21 人の女性と子どもたちの集団が ISIS から救出され、イラクに帰還したと報じた。国連の推定では、ISIS はその設立以来、宗教的少数派に属する人々 9,000 人以上を、射殺し、斬首し、生きたまま火をつけ、或いは誘拐した。これらの行為について国連は、宗教的少数派に対する大量虐殺作戦と呼んだ。

ISIS、武装反政府勢力又は正体不明の武装集団に拉致されていると考えられている、活動家のラザーン・ザイトゥーナ（Razan Zaitounch）、ワエル・ハマダ（Wael Hamada）、サミラ・ハリール（Samira Khalil）、及びナジム・ハマディ（Nazim Hamadi）、宗教指導者のボルス・ヤジギ（Bolous Yazigi）及びヨハンナ・イブラヒム（Yohanna Ibrahim）、並びに平和活動家のパウロ・ダッロリオ（Paulo Dall'Oglio）の人々の誘拐事案に関する新たな情報はなかった。

アフリーン（Afrin）の住民たちからは、引き続き、親トルコ派反体制組織「シリア国民軍」がこの地域で軍事的存在を維持しており、トルコ政府による行政管理が行われている様子がある、と報告があった。COI は、アフリーンにおいて武装集団による（多くの場合クルド系の人々をターゲットにした）恣意的な拘束、勾留及び拷問が行われているという信頼できる数多くの申立てを報告した。

COI は、2019 年 6 月 2 日に近くのモスクから帰る人々で非常に混雑したクルド人の市場において自動車爆破事件が発生し、2 人の子どもを含む少なくとも 13 人の市民が死

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

亡し、さらに 15 人が負傷した、と報告した。誘拐の被害者はクルド系の人であるか、裕福だと思われた人であることが多く、場合によっては身代金が要求された。武装集団を公に批判する活動家、或いは政権の支持者とみなされた人々を含め、人々は頻繁に拘束され、拷問を受け、金品を要求された。STJ (Syrians for Truth and Justice) によると、2019 年 8 月だけで 80 人の拘束が発生した。STJ の報告では、同年 8 月 5 日、クルディスタン民主党 (Kurdistan Democratic Party) の党员で、アフリーン市内の町シャッラーン (Sharran) (町議会の幹部議員であるシェイク・サイード・ザーダ (Sheikh Saed Zada) を、シリア国民軍がアフリーン市内の議員の自宅で逮捕したとのことだった。短期間の釈放の後にトルコ軍は再逮捕し、その後の行方は不明だった。

現地のメディアや人権団体は、YPG と関連のある戦闘員らが複数のジャーナリスト、人権活動家、対立政党の党员、またクルド系武装集団への協力を拒否した人たちなどを拘束する単発的な事例を報告した。一部の事例では、拘束された人の居場所が不明のままだった。

COI は 2019 年 1 月、HTS がその支配下にある地域で頻繁に市民を拘束し、拷問していると確認した。COI、HRW 及び複数の NGO によると、HTS は、政敵や政権支持者とみなした人及びその家族、ジャーナリスト、活動家、或いは人道支援団体の職員で HTS に批判的である、又はイドリブ県で HTS と敵対している他の反政府組織と関連があるとみなした人々などを勾留していた。

2019 年 6 月、HTS は、敵対勢力と連携しているオンライン・ニュース会社ハマー・メディア・オフィス (Hama Media Office) の記者、マーン・バコール (Maan Bakour) を、イドリブ県南部の自宅前で拘束した。ジャーナリスト保護委員会 (Committee to Protect Journalists : CPJ) によると、ハマー・メディア・オフィスがバコールの居所と拘束の理由を知ろうとして HTS に連絡したとき、HTS はバコールの居場所も罪状も開示することを拒んだという。2019 年末の時点で、バコールが拘束されている場所に関して新しい情報はなかった。

身体的虐待、刑罰及び拷問：国際連合及び信頼できる NGO の報告によれば、政権及び親政権派民兵組織は、反政権派戦闘員と民間人の双方に対する身体的虐待、懲罰、及び拷問を常態的に行っていたという (第 1 節 c 及び d 項を参照)。SNHR は、2011 年から 2019 年 9 月までの間で、少なくとも 14,200 人が拷問によって死亡し、これらの死者の約 99 パーセントが政権軍によるものと報告した。SNHR は、2019 年中に発生した拷問による死亡 275 件が政権によるものとしている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

COI が 2018 年 3 月の報告で説明したところによると、レイプや暴行などの性的及びジェンダーに基づく暴力が戦術の 1 つとして横行していたことに関して、紛争の早期の段階では地上作戦や家宅搜索が多く行われていたことで、政権軍が性的及びジェンダーに基づく虐待を行う、より幅広い場面が生じていたとのことである。武装集団が急増し、重火器を入手するにつれて、政権軍は空爆を優先し始め、政権軍と一般市民とが接触することが減少した。したがって、紛争が進むにつれて、政権軍による性的或いはジェンダーに基づく虐待の大半は、検問所や勾留施設において発生していた。

SNHR は、2011 年 3 月から 2019 年 9 月の間に、紛争の当事者らによる性的暴力が少なくとも 8,097 件あったと推定していた。これらの犯罪の大多数、合計 8,069 件については政権軍と親政権民兵組織に責任があり（第 1 節 g 項を参照）、その中には勾留施設内での 891 件及び、18 歳未満の女兒に対する 452 件が含まれていた。SNHR の推定では、2011 年 3 月以降、少なくとも 8,000 件の性的暴力の事件が紛争の全当事者によって文書で報告されていた。報告された勾留施設内での 889 件及び、18 歳未満の女兒に対する 452 件を含め、これらの犯罪の大半については政権軍及び親政権民兵組織に責任があった。SNHR はまた、SDF による 14 件の性的暴力事件と、反政権武装グループの分派の関係者による 10 件の性的暴力事件を報告した。非常に多数の NGO から、政権軍に奪還された地域の人々は報復を恐れて、これらの地域で発生している事件について話したがらない傾向が続いているという報告がなされた。

2019 年中、SJAC は、政権軍及び親政権民兵組織が、勾留施設、検問所及び家宅搜索中の民家において、性的及びジェンダーに基づく暴力行為を行っていると報告した。SJAC の報告書に記載された証言の 1 つは、ある生存者のものであるが、その人の自宅が、政権が支援する民兵組織によって家宅搜索を受けたという内容だった。戦闘員たちは彼女と彼女の娘を夫の前でレイプし、その娘を殺害し、最後には幼児を含め家の中にいた全員を銃で撃った。母親と娘たちのうち 2 人は家族の死体の下に隠れて生き延びた。別の事件では、6 人の女性がホムスの検問所で家族と共に制止された後に集団強姦に遭い、2 日間、トラックの中に監禁された。家族のうち男性たちは処刑され、子どもたちはどこかに連れて行かれ、消息不明のままである。

また伝えられるところによると、反政権武装グループもまた、政権の工作人員や内通者、親政権民兵組織、自組織と敵対する武装グループに属する者と疑われる人などを主に標的にして、身体的虐待、懲罰、拷問に相当する扱いを行った事例が複数あった。2011 年から 2019 年 9 月までの間に、SNHR は、拷問による 40 件以上の死亡が反政権武装グループによるものとし、25 件以上（1 件の子どもの事例を含む）が HTS によるもの、30 件以上（1 人の子どもと 13 人の女性を含む）が ISIS によるものとした。SNHR は、35

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

件の死亡をクルド系部隊による拷問が原因であるとした。

SDF も少なくとも 1 件の拷問の事例に関与していたとされる。SNHR の報告によると、SDF が 2019 年 7 月にデリゾール (Deir Ezzour) 出身の市民、アリ・バドル・ハサン・アル＝ジャジャン (Ali Badr Hasan al Jajan) の自宅を家宅搜索し、ジャジャンを逮捕した。2 週間後、家族がジャジャンの遺体を受け取ったが、遺体には拷問の跡があった。

HTS は、地元の政敵やジャーナリストを標的にした勾留や拉致を行っていた。HRW は、HTS がイドリブ県の住民を勾留した 11 件の事件を文書で報告しているが、虐待事例を記録する、或いは HTS のルールに反対するといった、それらの住民の平和的な活動が勾留の理由のようだった。そのうち 6 人は、明らかに、激しい身体的虐待を受けていた。シリアの人権擁護団体は、アレッポとイドリブにおける HTS による勾留の事例をその他数百件記録しており、ある組織によると、そのうち少なくとも 184 件が 3 カ月以上に及ぶ勾留だった。

COI は、2019 年 1 月、さらに HTS が世俗主義を公式に批判し、その支配下にある地域において、HTS によるシャリーア法の厳格な解釈に違反したとみなしたジャーナリストや活動家、その他民間人を日常的に勾留及び拷問していることを指摘した。HTS はシャリーア法廷を利用して、逮捕されたそれらの人々に法廷でその勾留の法的な根拠や恣意的な性質について異議を申し立てる機会を与えず、拷問によって引き出した自白を認め、敵対者とみなした人々やその家族を処刑し、或いは強制的に失踪させていた。国際的宗教の自由に関する国連委員会 (UN Commission on International Religious Freedom) の 2019 年の報告書においても、HTS が、イドリブ県でキリスト教信者家族の財産を没収するなど、その支配下にある地域で宗教的少数派を抑圧していることが述べられた。報道機関もまた、その地域でのドゥルーズ派やアラウィー派の強制的改宗について記録しており、従わない人々を勾留或いは強制的に失踪させているとのことだった。

2019 年 4 月、英国のインディペンデント (*The Independent*) 紙は、HTS がその支配下にある地域で諸機関に対する支配を強めている、と報じた。たとえば、HTS の行政機関である「救済政府 (Salvation Government)」は自由アレッポ大学 (Free Aleppo University) を閉鎖し、複数の大学職員と共に学生たちを逮捕した。

ISIS も、縮小し続ける ISIS の支配下地域又はその近辺において捕らえた人々に対し、虐待や残虐行為を行っているという報告が相次いだ。

活動家、NGO 及び報道機関は、ISIS 及び HST の支配下にある地域で女性が深刻な虐待

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

に遭ったというおびただしい件数の報告を行った。バグズ（Baghuz）における ISIS の牙城を奪取するための攻撃を生き延びた女性たちが COI に報告したところによると、ISIS に所属する夫が戦闘で殺害されて初めて、ISIS の支配から逃れることができたという。主に女性、子ども及び高齢者であるそれらの脱出者たちは、大抵は夜間に、厳冬の野原を逃げるしかなく、食料や水も十分に得られないまま、生き延びるために身を隠していたと語った。2019 年の国連人口基金（UN Population Fund）によるシリア北東部での調査によると、多くの女性及び女兒たちが、HTS による性的暴行の標的にされるのを避けるためにヒジャブを身につけていた。

反政権派勢力は、その支配下にある地域で非正規の裁判所や勾留施設を設置していたが、それらの構造や司法基準への準拠には大きなばらつきがあった。シリア国法を遵守する集団もあれば、シャリーア法に基づいた 1996 年アラブ・リーグ（Arab League）統一刑法案、或いは慣習法とシャリーア法を組み合わせる集団もあった。反政権派の裁判官や宗教学者たちの経験、専門知識及び認定書も様々に異なっており、その地域で支配力を持つ民兵組織が、裁判官や宗教学者に対して大きな影響を与えていた。

ISIS は、その支配地域での司法行政はシャリーア法に基づいて行われていると主張した。ニューヨーク・タイムズが詳細に報じるところによると、ISIS は、「ヒスバ（Hisbah）」として知られる自らの警察部隊に、ISIS の倫理規範違反に対して略式刑罰を執行する権限を与えているということであった。

子ども兵士：いくつかの情報源による文書に、違法な子どもたちの徴兵と戦闘への投入が続いていることが記録されていた。HRW からは、反政権派の武装部隊が 18 歳未満の子どもたちを戦闘員として徴用しているとの報告があった。HRW 及び COI によれば、極めて多数の集団や分派が未成年の入隊を阻止しておらず、また SDF に加えて ISIS や HTS 傘下の集団は、子どもたちを戦闘員として積極的に採用しているとのことであった。COI からは、武装集団が「戦闘において積極的役割を果たさせるために、子どもたちを採用し、訓練し、利用している」との報告があった。

SNHR は 2011 年 3 月から 2019 年 9 月までの間に政権軍が少なくとも 2,150 人の子どもを徴兵して各地の民兵組織に送り込み、クルド系のシリア民主軍は少なくとも 2,800 人の子どもを徴兵したと推定している。SNHR の推定では、ISIS は 4,700 人以上の子どもを、HTS は少なくとも 2,300 人の子どもを徴兵した。その他の反政権派武装グループは少なくとも 1,650 人以上の子どもを徴兵した。

国連総会による事務総長への子どもと武力紛争（*Children and Armed Conflict*）年次報告

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

書では、2018 年のシリアにおける児童兵の徴用は 800 件が確認されたが、2017 年と比較して 16 パーセントの減少だったと報告されていた。この報告書によると、子どもたちのうち 94 パーセントが戦闘員としての役割を務め、22 パーセントが 15 歳未満だった。同報告書では、確認された 313 件が SDF 傘下の武装グループによるもの、187 件が HTS、170 件が自由シリア軍 (Free Syria Army : FSA) 傘下のグループ、34 件がシャーム自由人イスラム運動 (Ahrar al Sham)、30 件が ISIS、17 件がジャイシュ・アル＝イスラム (Jaysh al-Islam)、16 件がヌール・アル・ディン・アル・ゼンキ運動 (Nur al-Din al-Zanki)、そして 10 件が政権軍によるものとしていた。

2018 年、SDF は、子どもの徴用を停止及び防止するための、また、SDF 部隊にいる少年及び少女を特定及び分離して、子どもの徴用に関連する保護措置及び懲戒措置を導入するための、「子どもと武力紛争に関する国連事務総長特別代表」との行動計画に署名した。当年中、SDF は引き続き、18 歳未満の子どもの徴兵して戦闘員として使用することを禁じる命令を実施し、軍登録事務所に現在登録されている兵士の年齢を確認するよう命じ、また、徴兵された子どもたちを解放して家族又はシリア北東部の教育当局に引き渡し、給与の支払いを停止することを義務付けていた。SDF の命令はまた、子どもをスパイ、護衛、又は戦闘員への物資の配達に使用することを禁じていた。命令は軍司令官に対し、子どもの徴用の苦情を受け付けるオンブズマンを指名するよう義務付け、また、子どもの徴兵禁止を守らなかった司令官に対する罰則措置を命じた。2019 年 6 月 29 日、SDF は、シリア北部及び東部の自治勢力支配下地域において子どもを保護及び支援する方法についての国連との行動計画をジュネーブで発表した。これらの手段を講じていながら、SDF が強制的に子どもを徴兵しているという複数の事例が報告されていた。たとえば SNHR は、カーミシュリー (Qamishle) で SDF が 13 歳の少女、ランド・イスマイル・アレコ (Lund Ismail Aleko) を拉致し、強制的に徴用したと報告した。伝えられるところによると、SDF とその武装隊員たちは同様に、その他複数の子どもたちを同地域で徴用したとのことである。たとえばアレッポ出身の 14 歳のジャマル・ジャボ (Jamal Jabo) は、SDF に関係する武装グループに逮捕され、強制的に徴用された。2019 年 4 月、ジャマルの家族は、バグズにおける戦闘中に地雷の爆発によって受けた爆弾の破片による傷が原因で、ジャマルが死亡したと通知を受けた。

複数の NGO から、特に経済的に不安定な家族から HTS が相変わらず子どもを徴兵し、検問所の運営に利用しているという報告が相次いだ。米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」(<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>) を参照のこと。

紛争に関連するその他の虐待 : PAX は、2019 年 3 月の報告において、国内での大半の

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

包囲戦については政権及び親政権勢力に責任があり、それらは国際的な人道・人権法の違反であって戦争犯罪に相当し、一部の事例は人道に対する犯罪であると述べた。さらに、PAX の報告によると、包囲が終結した都市では政権及びその支持者たちが人道的アクセスの制限、強奪や略奪、財産の没収、金銭の巻き上げ、恣意的な勾留や広範囲にわたる強制的徴兵、人々の勾留・失踪・強制退去、メディアの活動家を沈黙させることを狙った抑圧的措置、及び戦争犯罪の証拠の隠滅などの新しい集団的措置を頻繁に科して地域社会を処罰していた。

報道機関は、政権及びロシア軍が 2019 年の大半を通して実施したルクバン（Rukban）の IDP キャンプへの包囲は、人道援助物資の配送を妨げ、キャンプで生活する家族にとって悲惨な食糧不足と生活環境の極度の悪化をもたらした、と報告した。

2019 年 4 月以降、600,000 人近い人がイドリブ県から避難しており、これは、内戦が始まって以来シリア国内で発生した最大の避難である。国連職員は 2019 年を通して、イドリブの包囲で市民が陥っている状況に関して深刻な懸念を表していた。国境を超えた支援が、依然としてイドリブ県とその周辺の人々に手を差し伸べる唯一の手段だった。2019 年 9 月、UNHCR は、イドリブ県の非武装地帯における戦闘の激化で 2019 年 4 月から 8 月までに 304 人の子どもを含む 1,089 人の民間人が死亡した、と報告した。

人道的アクセスを改善するために、「アスタナ・グループ（Astana Group）」、すなわちイラン、ロシア及びトルコの支援を受けて締結された、緊張緩和地帯（de-escalation zone）は、シリア国内の他の場所で仲介されたそれまでの緊張緩和地帯と同様に、イドリブ県での危機を回避することに失敗した。

HRW 及び様々な報道機関は、政権が人道支援や復興資金を悪用して自己の利益を図り、敵とみなした相手を罰し、また政権に忠実な者への報奨とするための政策や法的枠組みを導入している、と判断した。政権は、支援を必要とする地域社会への人道支援組織のアクセスを頻繁に制限し、人道支援プロジェクトの承認を選択的に行い、政権が選んだ現地関係者と連携するよう人道支援組織に要求することによって、国家機構を通して、かつ、国家機構の利益となるよう、人道支援を中央で確実に抜き取るよう計らい、その代償として、人々に支援をスムーズに届けることが妨げられていた。チャタムハウス（Chatham House）は、2019 年 7 月、シリア国内で活動する人道支援組織が深刻に支援を必要とするシリアの人々へのアクセスを失うことを避けるため、或いは閉鎖を命じられることを回避するために、政権の要求を飲むことが多い、と報告した。チャタムハウスによると、その結果、数十万人もの民間人への食糧支援の配送を、政権が軍事上及び政治的な目的で拒絶することが可能な環境が生まれたとのことである。たとえばクライ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

シス・アクション (Crisis Action) は、シリア・アラブ赤新月社 (Syrian Arab Red Crescent : SARC) が、政権が奪還した新しい占領地へのアクセスにおいて困難に直面している、と報告した。

国連人道問題調整事務所 (UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs : UNOCHA) によると、医療機関の半分が閉鎖されているか部分的にしか機能しておらず、紛争によって数百人の医療従事者が死亡した。2019 年 4 月以降、PHR は病院、クリニック及び救急車を含む 57 件の医療施設が攻撃でダメージを受けたと報告した。

複数の NGO 及び報道機関は、シリア北西部の医療機関やその他民間のインフラストラクチャーに対してシリア政権及びロシア軍によって繰り返し実行された継続的な攻撃を報告した。2011 年 3 月から 2019 年 12 月までの間に、PHR は少なくとも 350 の別々の医療機関への 588 回の攻撃を確認し、914 人の医療スタッフの殺害を記録した。これらの攻撃のうち政権とロシア軍に責任があるものは 91 パーセントに達した (301 件が政権軍によるもの、229 件がロシア軍又は政権軍によるもの)。イドリブ県だけでも、2019 年中に少なくとも 15 人の医療専門家が殺害された。COI は、この攻撃パターンによって、親政権部隊が組織的に医療施設を標的にしていることが示されており、そのような行為は戦争犯罪に相当する、と結論付けた。これらの報告により、国連事務総長は、2018 年 9 月にロシアとトルコの間で締結されたイドリブ県における緊張緩和地帯の安定化合意以来、シリア北西部で発生している一連の事件を調査する国連内部の調査委員会を設置した。調査の結果は 2020 年 1 月に事務総長に提出される予定である。

PHR は、政権及びロシアの軍隊が 2014 年 6 月以来 12 回にわたって（最近では 2019 年 7 月）イドリブ県南部のカファル・ナブール外科病院 (Kafr Nabl Surgical Hospital) を攻撃したと報告した。病院の経営陣は施設の正確な位置を UNOCHA と共有しており、同施設の人道上の地位は国連によって確認されている。施設の正確な位置とその状況は、その後、国連の衝突回避メカニズム内において紛争当事者に共有されていた。それにもかかわらず、施設の位置が共有された後に、複数回にわたって攻撃が行われた。たとえば、2019 年 9 月の COI の報告書では、同年 4 月 4 日の事件について記述され、政権部隊がカファル・ナブール (Kafr Nabl) (イドリブ県南部) において地対地ロケット弾攻撃を開始し、これには禁止されているクラスター兵器を搭載した少なくとも 3 つのロケット弾が含まれていたこと、及び商店や公設市場の他に数多くの民家を破壊したことが報告された。少なくとも 14 人の民間人が殺害され、その他 50 人が負傷し、被害者のほとんどが女性と子どもだった。COI は、この攻撃に反応してカファル・ナブールの大半の学校や病院がさらなる攻撃を恐れて閉鎖され、何千人もの教育や医療の機会が奪われた、と指摘した。SNHR, PHR, ニューヨーク・タイムズ紙、さらにその他複数の NGO

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

や報道機関が、ロシア軍に責任があると断じた。目撃者の証言やシリアの人権団体からの情報によると、シリアとロシアのヘリコプターや MiG-23 戦闘機が攻撃当日その地域で見られたという。病院は軍施設から離れた人口の多い民間人居住地域にあり、紛争が続く間のいかなる時点においても、その病院の医療施設としての状況が損なわれたことを示す証拠は一切なかった。さらに、PHR は同じイドリブ県南部の地域内で別々の 4 つの施設に対する攻撃を文書で記録しており、その全てが 2019 年 5 月 5 日に実行されていた。その日、シリア政府又はロシア軍は、カファル・ナブール外科病院、ナブド・アル＝ハヤト病院 (Nabd al-Hayat Hospital)、カファル・ゼイタ外科病院 (Kafr Zita Surgical Hospital) (ケーブ病院 (Cave Hospital) ともいう)、及びテルマラ女性・子ども病院 (Termala Women and Children's Hospital) を攻撃した。複数の国際 NGO と報道機関は、目撃者の証言や動画、ロシア軍パイロットのタイム・コードの入ったコックピットの録音、航空機スポッターの記録、及び監視カメラの録画などを用いて、2019 年 11 月 6 日に発生したカファル・ナブール外科病院への追加攻撃がロシアによるものであることを突き止めた。

人権のための医師団 (PHR) に加えて COI やその他様々な NGO は、上記の事件が、人道及び市民に影響を与える目的で入念に計画された攻撃パターンに従い、ロシアとイランの支援を得てシリア政権によって実行されたものである、と報告した。本書やその他 (国連調査委員会の調査における該当部分など) に列記された複数の事件は、同じ地理的位置内での複数の医療施設に対する連続した攻撃の一環で、個別の施設を標的にするだけではなく、その地域の医療ネットワークや患者紹介システムも標的にしていることを示していた。2018 年、COI は、イドリブ県における親政権勢力による医療施設に対する攻撃の一部が戦争犯罪に相当すると結論付けた。

2019 年 12 月だけでも、政権によるイドリブ県への攻撃で 284,000 人近い人々が避難を強いられ、同地域からの IDP の総数は 700,000 人近くに上った。同年 12 月の後半週には、政権軍がマアラット・アン＝ヌウマーン (Maaret al-Norman) に樽爆弾を投下し、子ども 1 人とホワイト・ヘルメットのボランティア 1 名を殺害した。

政権とその支持者たちは依然として、軍事上の必要性以外の理由で民間人の強制退去を行っていた (第 2 節 d 項を参照)。

2018 年の COI 報告書はさらに、戦闘が停止されて各地の停戦が実施された後に、政権及び親政権軍がそれまで包囲されていた地域に住む特定の人々に対し、自宅に住み続ける条件として和解プロセスを受けるよう要求したという行為を詳細に報告した。伝えられるところによると、和解の選択肢は、医療従事者、地方議会の議員、難民救済ワーカ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

一、活動家、反体制派及び戦闘員の家族には提示されないことが多かった。COI の評価によると、実際には「和解プロセス」を通して、政権に対する忠誠が不足しているとみなされた者たちを組織的に退去させるという形での強制移住を実行しており、それがそれらの人々を処罰する政権側の戦略となっていた。様々な情報源によると、2019 年中、和解合意に応じたシリア人を政権が標的にした事例が相次いで報告されていた（第 1 節 b, d, 及び e 項を参照）。たとえば、元反政権派勢力の警察司令官は、和解合意に基づきダルアー県に帰還したと同時に空軍の治安当局に逮捕され、後に複数の銃創のある遺体となって発見された。大西洋評議会（Atlantic Council）は、各地の停戦協定を通して政権が奪還した地域において恣意的な逮捕が頻発しており、勾留された人の多くは強制的に徴兵されていると報告した。AI はアレッポ、ダルアー及びダマスカスにおいてロシア軍の支援を得て政権軍が主導して発生している強制移住の事例を報告した。

COI やアラブ人権センター（Arab Center for Human Rights）などの NGO は、未登録財産の没収に関する大統領令第 10 号の発令などの複数の手段と合わせて、強制移住は、移住させられた人々の財産権を奪い、人口を移動させ、政権及びそのもっとも強力な支持者たちの富を拡大するための、より幅広い計画にうまく利用されている可能性がある、と示唆した（第 1 節 e 項を参照）。

国際的なメディアは、政権軍及び武装グループが宗教施設に加えユネスコ世界遺産（UNESCO）登録地も攻撃及び破壊していることを大々的に報道した。2019 年 7 月のユネスコのイベントにおいて、ユネスコ及び国際記念物遺跡会議（International Council on Monuments and Sites）の代表者たちは、文化遺産登録地における明らかな被害の多くの事例を指摘した。政権軍及び武装グループはまた、敵対者とみなした人々の自宅、農場及び事業などを含めた財産を略奪及び破壊した。

2019 年 10 月 9 日までは、シリア北東部全体で 12 カ所の長期難民キャンプ又は大規模な非公式居住区に、最大で 130,000 人の IDP が暮らしていた。これにはハサカ県のアル＝ホール難民キャンプが含まれており、ここには 70,000 人もの避難民が暮らしていたが、その大半が勾留されている過激派組織イスラム国の戦闘員の家族だった。シリア北東部へのトルコによる軍事侵攻の間、少なくとも 2 カ所の難民キャンプが運営を停止せざるを得なかった。

CCSD とその他の現地 NGO や報道機関は 2019 年 11 月、TSO が組織的な略奪、横領及び民間人（特にクルド人）の住居の焼き討ちなどを行い、多数の民間人の避難民が発生していると報告した。また伝えられるところによると、TSO はシリア北西部において帰還民が所有地に戻ることを禁じ、それらの人々に対し、YPG を支援した事実又はその

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

疑惑によりこの地域に居住することはできなくなった、と通知した。没収された住宅にはグラフィティ（落書き）で印がつけられ、武装グループによって軍事的目的のために使用されるか、戦闘員とその家族によって住居として使用された。STJによると、2019年11月、TSOであるアル＝ジャバ・アル＝シャミーヤ（al-Jabha al-Shamiya）及びファイラック・アル＝マジェド（Faylaq al-Majed）が、タル・アブヤド（Tal Abyad）及びラス・アル＝アイン（Ras al-Ayn）において民族的及び政治的動機に基づいた所有地没収に加えて、政治的動機に基づく勾留、身体的虐待及び窃盗などを含め、現地住民に対するその他の虐待を行ったとのことである。報告されるところによると、TSOはそれらの不動産の所有者たちに、没収された土地を取り戻すためには所有権の証拠として土地の権利証を提示するよう要求した。シリア語戦略研究センター（Syriac Strategic Research Center）は2019年11月、トルコ軍の侵攻によってラス・アル＝アインから避難していたキリスト教信者75家族が所有する205軒の住宅と120の商業・工業施設を複数のTSOが占領及び略奪したと報告した。

第2節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など

a. 言論及び報道の自由

憲法では、報道も含めて言論の自由を規定しているが、政府はこれらの権利を厳しく制限しており、これらの権利を行使しようとした者を脅し、虐待し、或いは殺害する事例がしばしば見られた。

表現の自由：法律には、表現の自由に制約を課す言論罪が数多く含まれており、たとえば、戦時に「国民感情を減退させる」表現、或いは大統領、裁判所、軍又は公権力を中傷する表現を犯罪と定める規定が含まれている。政権は日頃から表現を違法とみなしており、人々は報復を恐れて、公然と或いは内密にも政権を批判することはできなかった。また政権は、宗派心を煽る言動を禁止する法律条項の発動によっても批判を押さえ込んでいた。政権は政治集会を監視するとともに、情報提供者ネットワークも活用していた。

オンライン・メディアを含む報道の自由：法律は「公共の問題に関する情報にアクセスする権利」を定めており、「ジャーナリストを逮捕、尋問又は捜査する」ことを禁じているが、報道機関に対する制約は報道の自由を上回っていた。法律には、たとえば「国民の気力を削ぐ」ような虚偽又は誇張されたニュースを拡散することや、国家の評判を「傷つける」虚偽又は誇張されたニュースを海外に広めることを犯罪と定める規定を含め、報道機関の表現の自由に対する多くの制約が盛り込まれている。法律は、「国家の統一及び国家安全保障」に影響を及ぼす、国家の象徴を傷つける、宗教を中傷する、又

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

は宗派心若しくは「ヘイト・クライム」を煽る内容の公表を禁じている。法律はさらに、軍隊に関するいかなる情報の公開も禁じている。

政権は依然として、地元の印刷及び放送メディアに対して幅広い統制力を行使しており、政権から要請を受けても情報源を明かさない記者には、法律によって厳しい罰則が科せられる。フリーダム・ハウス (Freedom House) は、紛争以前は数百あった印刷出版物のうち、発行を続けているのはわずか数十に減っていると報告した。2019 年中、通常は政権と関係のある個人が所有又は制作している定期刊行物が数多く出版された。政権に批判的な書籍は違法とされた。

政権はラジオ局の一部と地元テレビ局の大半を所有しており、情報省 (Ministry of Information) がラジオとテレビの全てのニュース及び娯楽番組を注意深く監視して、政権の政策に忠実に従っていることを確認していた。所有及び使用が制限されているにもかかわらず、市民は幅広く衛星放送受信アンテナを使用していたが、政権は一部のアラブ系ネットワークの電波を妨害していた。

暴力及び嫌がらせ：報告によれば、政権軍は、国家だけではなく国家に好意的なネットワークと関係があるジャーナリストに批判的な記事や作品を執筆したという理由で、ジャーナリストやその他の著述家に対して、勾留、逮捕、及び嫌がらせを行っているとのことであった。嫌がらせには、脅迫、国外追放、ジャーナリストの現在の職位からの解任、身分証の継続申請の無視などの試みがあった。信頼できる NGO の報告によれば、政権は、敵対勢力と関係があるか、又はそれらを支持する記事を書いているジャーナリストを日常的に逮捕しており、また国内全域にわたって外国の新聞社に対する攻撃を扇動しているとのことであった。SNHR は、2019 年 2 月に当局が、アル・アイヤム (*al Ayyam*) 紙及び市民メディア・プロジェクトのアナ・プレス (Ana Press) の特派員として働いていたアハマド・オラビ (Ahamad Orabi) を、それまでに政権と和解合意を締結していたにもかかわらず逮捕したと報告した。2019 年 1 月、米国連邦裁判所は、政権がジャーナリストを威嚇し、ニュースの取材や情報の拡散を妨げるために、また、反対意見を抑圧するために、標的を絞った殺害を行っていることを認定し、また、米国人ジャーナリストのマリー・コルヴィン (Marie Colvin) の 2012 年の死亡について政権に責任があると断定した。連邦裁判所は政権に懲罰的損害賠償として 3 億 200 万ドルを支払うよう命じたが、支払は行われていない。

国境なき記者団 (Reporters Without Borders : RSF) は、26 人のジャーナリスト、市民ジャーナリスト及び報道機関のアシスタントたちが依然として勾留されたままであると報告したが、その勾留の責任の所在は明示されていなかった。また CPJ は、少なくとも

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5人のジャーナリストが2019年11月の時点で行方不明であるか、又は人質にされていると報告した。逮捕の理由は明確でないことが多かった。RSFは、2011年から2019年10月までの間に少なくとも25人のジャーナリスト、市民ジャーナリスト及び報道機関のアシスタントが、政権による勾留中に死亡したと報告した。たとえば、2019年7月、CPJは、ある刑務官が7月、フォトジャーナリストのアラー・ナーイフ・アル＝ハディル・アル＝カリディ（Alaa Nayef al-Khader al-Khalidi）の家族に、Sadayna 刑務所での政権による拘束中に拷問によってアル＝カリディが死亡したと通知してきたことを報告した。

COI、CPJ 及び RSF によると、政権及び ISIS は、現地と外国のジャーナリスト双方を標的にして、日常的に殺害を繰り返しているという。CPJ は 2011 年以来、129 人のジャーナリストが殺害されたと推定し、RSF は同じ期間に 260 人以上のジャーナリスト、市民ジャーナリスト及び報道機関のアシスタントが殺害されたと推定している。CPJ は 2011 年から 2017 年の間のジャーナリストの死亡の半分以上が政権又は親政権勢力によるものとした。

2019 年中、CPJ、RSF 及び SNHR は、6 人のジャーナリスト、市民ジャーナリスト及び報道機関のアシスタントの死亡を文書で記録した。アナス・アル＝ディアブ（Anas Al-Dyab）はイドリブ県のハン・シャイフン（Khan Sheikhoun）への爆撃を取材中にロシアの空爆によって殺害された。アムジャド・ハッサン・バクル（Amjad Hassan Bakir）は、イドリブ県における政権の攻撃を取材する従軍記者として自由イドリブ軍（Free Idlib Army）の車に同乗していたときに、車にミサイルが命中して死亡した。モハンマド・ジョマー（Mohammad Jomaa）は、最近 SDF によって奪還された地域、デリゾール県で地雷によって殺害された。オマー・アル＝ディマシュキ（Omar Al-Dimashqi）は、正体不明の攻撃者によってアル＝ディマシュキの車に仕掛けられた IED の爆発によって殺害された。

検閲又は内容の制限：政権は依然として、政府と反政権武装勢力との戦闘の成り行きを含めて情報の流布を厳しく統制しており、また政権批判と宗派的問題（宗教的少数派や少数民族の権利を含む）に関する議論の大半を禁止していた。情報省及び文化省（The Ministries of Information and Culture）は、国内外の出版物が発行或いは輸入される前に、出版流通総公社（General Corporation for the Distribution of Publications）を通す場合などを含め、それらを検閲し、批判的又は機密に関わると判断された内容の出版物の流通を防げていた。政権は、治安当局が政権にとって脅威或いは恥になるとみなした、いかなる素材の出版や配布も禁止していた。検閲は、一般的にアラビア語の素材に対しての方が厳しかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

現地ジャーナリストの報告では、彼らは大統領やその家族の批判、治安維持活動、或いは宗教集団のアラウィー派といったテーマに関して、広範囲にわたる自己検閲を行っているとのことであった。

RSF の報告によると、ジャーナリストたちは、自分たちのいる県に政権軍が侵攻してくると、その全体を政権が掌握すると同時に投獄されるのを恐れて政権軍の侵攻から逃げていた。RSF は、反乱の勃発以来、多くのジャーナリストがこれを取材し、政権による人権侵害を文書で記録し、反政権派と特定されれば厳しい報復を受けるというリスクを冒してきた中で、政権が 8 年以上にわたってジャーナリストを迫害してきたため、ジャーナリストが恐れるのは当然であると評価した。

名誉棄損法：法律は、中傷、誹謗、侮辱、名誉毀損及び神への冒瀆を犯罪と定めており、政権は依然としてそのような法律の規定を用いて公の場での議論を制限し、政権に敵対しているとみなしたジャーナリストを勾留、逮捕及び投獄していた。

国家安全保障：政権は、国家の安全を守る法律を頻繁に適用して、政権の政策や官僚を批判するメディアを規制していた。

非政府組織の影響：フリーダム・ハウスによると、反政権武装グループが支配する地域においてはメディアの自由の程度は様々であるが、各地の報道機関は通常、その地域で支配的な民兵組織の分派を支持するよう強い圧力を受けていた。CPJ 及び RSF は、HTS のような反政権過激派グループがジャーナリストを勾留及び拷問し（第 1 節 g 項を参照）、報道及びメディアの自由に深刻な脅威を与えていると報告した。CPJ は、HTS のメンバー 4 人が 2019 年 9 月、シリア人記者アハマド・ラハル（Ahmed Rahal）の自宅を強制捜索した後、ラハルを拉致したと報告した。ラハルは公民権を支持するシリアのニュース・ウェブサイト、アル＝ドラル・アル＝サハミア（*Al-Dorar al-Sahmia*）の記者だった。SNHR の報告では、政治雑誌のアル＝ゲルバル（*al Gherbal*）及び子ども向け雑誌のザウラク（*Zawrak*）の印刷・流通に責任を負う活動家、セイマー・サレー・アル・サッローム（Samer Saleh al Salloum）の家族は 2019 年 8 月、アル＝サッロームが同年 4 月に HTS による勾留中に処刑されたと報告されている、という通知を受けた。

2019 年 7 月、CPJ の報告では、シリアの公民権を支持する反体制派ニュース・ウェブサイトザマーン・アル・ワスル（*Zaman al Wasl*）の記者ジュマー・ハジ・ハムドゥー（Jumaa Haj Hamdou）を、HTS がアレッポ西部のハムドゥーの自宅で恣意的に勾留したと報告した。ハムドゥーは起訴されず、6 日後に釈放された。ザマーン・アル・ワスルの編集

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

長ファチ・イブラヒム・バヨード (Fathi Ibrahim Bayoud) は CPJ に対し、ハムドゥーは書いた記事のせいで勾留されたのだと思う、と語った。

インターネットの自由

政権は、インターネットの利用の統制及び制限を行い、電子メールやソーシャル・メディアのアカウントを監視していた。フリーダム・ハウスのネット上の自由度報告書 (*Freedom on the Net Report*) の 2019 年版によれば、シリアは依然として、インターネット・ユーザーにとって危険で抑圧的な環境とされていた。個人もグループも、報復の恐れがあるために、電子メールも含めインターネットを通じて見解を表明することができなかった。政権は法律を適用してインターネットの利用を規制し、違反したユーザーを起訴していた。サイバー犯罪防止法 (法律第 9 号ともいう) は、表現の自由に影響を及ぼすものを含めてサイバー犯罪に対する刑罰を拡大し、引き続き有効だった。同法はまた、全ての県における特別法廷の設置を定め、専門の法学者がサイバー犯罪の訴追を担当するよう定めている。RSF は、同法が政権にとってインターネットの自由を脅かすための道具の役割を果たしていると主張した。2019 年後半において、少なくとも 14 人の市民ジャーナリストが政権によって投獄されたままであり、その多くがその人々のオンライン上の活発な活動に関連する罪状によるものだった。イランと関係のあるハッカーたちは引き続き、人権侵害に関する報告を妨げるため、シリアの反政権集団に対するサイバー攻撃を行っていた。

政権は、インターネット・サービス、テキスト・メッセージ、及びパスワードの復元やアカウントの有効化のための 2 段階認証のメッセージの妨害やブロックを行っていた。政権は、被勾留者や活動家その他の電子メールやソーシャル・メディアのアカウントを監視するといった、フィルタリングや監視を目的として、高度なテクノロジーと何百人ものコンピューター専門家を採用していた。政府は、治安支部によるインターネットの監視や検閲を制限しようとはしていなかった。インターネットの自由やアクセスの制限は主に治安支部によるものであり、インターネットの遮断は、治安部隊の攻撃と同時に発生することが多かった。政権は、各地域の調整委員会や報道機関のウェブサイトも含めて、反政権勢力と関係のあるウェブサイトを検閲していた。

政権は、包囲した地域におけるインターネット・アクセスの制限や禁止も行っていた。政権当局は主要なインフラの制御を通じて接続を妨害し、時にはインターネット及び携帯電話のネットワークを全地域で或いは混乱が生じている特定の場所で遮断していた。包囲された地域では、ユーザーが政権の支配地域の近くの建物の屋根から秘かに信号を捕捉できる場合を除き、一般に国家が運営するインターネット・サービスはほとんど利

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

用できなかった。反政権勢力の支配地域の一部の町では、衛星回線を通じたインターネット・アクセスが制限されていた。報告によれば、一部の活動家は、単独で衛星インターネットにアクセスしたり、第二世代及び第三世代（2G 及び 3G）の携帯電話ネットワークのサービス領域を通じてアクセスしたりしているとのことであった。

政権は、政府寄りのプロパガンダの拡散やオンライン・コンテンツの不正操作のために、インスタグラム（Instagram）、ツイッター（Twitter）、フェイスブック（Facebook）といったソーシャル・メディアの活用を拡大していた。政権当局は、ソーシャル・メディア・サイトへのパスワードを聞き出すために、日常的にジャーナリストに対する拷問や殴打を行っており、またコンピューター・ハッカー集団のシリア電子軍（Syrian Electronic Army : SEA）は、ウェブサイトに対して頻繁にサイバー攻撃を仕掛け、サイトの機能を停止させて政府寄りの素材を投稿していた。報告によれば、ハッキングの推進や監視の実施に加えて、政権や政権の支援を受けている SEA などの集団は、人権活動家、反政権勢力のメンバー及びジャーナリストを標的にして、マルウェアも仕込んでいるとのことであった。現地の人権団体は、マルウェアが活動家のコンピューターに悪影響を及ぼしている件について、政権職員を非難していた。恣意的な逮捕が行われているため、ブログの投稿やツイート、フェイスブックでのコメント、写真の共有或いは動画のアップロードなど、政権の支配を脅かすとみなされたオンライン活動を理由に、いつ当局に逮捕されるか分からないという恐怖が生じていた。

また人権擁護監視員たちも、政権の批判者に自己検閲を強要するためにインターネット・アクセスを遅くしていることや、監視のために電子メールのやりとりを政権のサーバーに迂回させていることについて、SEA を非難していた。

学問の自由と文化的行事

政権は、学問の自由と文化的行事を制限していた。当局は一般に、教育機関の職員が政権の政策に反する考えを表明することを許可していなかった。伝えられるところによると、当局は、政権が支配する地域において反対意見を表明した罪で大学の教授たちを解雇、或いは投獄し、場合によっては反政権勢力を支持したとして殺害した。紛争に関わる全ての勢力の戦闘員たちは、学校を攻撃し、或いは占領した。文化省は、特定の映画の上映を制限したり禁止したりしていた。

紛争中は、特に反政権勢力の支配地域の居住者をはじめとして、生徒たちは、全国規模の試験を受けるのに絶えず困難に直面していた。たとえばダルアー県の学区では、戦闘を理由にこの県に新しい生徒が大量に転入してきたことによる影響を受け、多くの学校

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

が全ての生徒を受け入れるために無資格の職員を雇用し、シフト制での学校運営を開始しなければならなかった。COI の報告では、その結果、何千人もの生徒たちが同じ授業を繰り返し受け、再試験を受けなければならなかった。SDF によって ISIS から解放された地域では、現地の学校が再開された。ラッカ市とその周辺の農村地域では、それまで ISIS によって利用又は破壊され、その後修復された建物や学校 322 カ所で、130,000 人の生徒が授業に戻った。校舎の多くは大規模な修理を必要としており、学校の運営者たちは基本的な学習用品を入手するために支援を必要としていた。

報告されるところによると、SDF はまた、SDF のメンバーや学校運営スタッフのメンバーが子どもを SDF のカリキュラムを使用しない学校に入学させた場合、罰則を科しているとのことだった。

b. 平和的集会及び結社の自由

政権は、平和的な集会及び結社の自由を制限した。

平和的集会の自由

憲法では平和的集会の自由を定めているが、法律は政府にこの自由を制限する幅広い権限を付与している。

内務省は、4 人以上で行われるデモや集会には許可の取得を義務付けている。原則として内務省は、政府、関係団体又はバース党によるデモしか認可しておらず、数多くの機会において、そのように調整していた。

クルド人活動家の申立てや新聞報道によれば、クルド民主統一党（Kurdish Democratic Union Party : PYD）や YPG は、自らの支配下にある地域において集会の自由を抑圧する場面があるとのことであった。2019 年を通して、デリゾール県の住民たちは、バグズを ISIS から解放するための連合軍の攻撃以後、SDF 役職者による汚職疑惑、基本的サービスへのアクセスの欠如、SDF が未成年者を強制的に徴兵した事例の報告、及び ISIS との関係を疑われて SDF によって勾留された男性や少年たちの現在の状況に関する情報の欠如に対する抗議の声を上げていた。抗議運動は概して、シリア北東部全体において、様々な問題について現地当局に妨害されることなく行われていた。

2019 年には、HTS に敵対する抗議活動が広がったことにより、同年 8 月、HTS が市民社会の活動に対する抑圧を強めたと複数の報道機関が報道した。SNHR は、2019 年 8 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の時点で HTS が約 182 人を逮捕し、その中には政治活動家やメディア活動家が含まれ、伝えられるところによるとそのうち 45 人が勾留中に死亡したと報告した。

結社の自由

憲法は、結社の自由を定めているが、法律は政権に対して、この自由を制限する裁量を与えている。政権は、私的な結社については事前の登録と承認を義務付けるとともに、結成された団体及びそのメンバーの活動を制限していた。専門的な団体の執行委員会は、政府から独立したものではなかった。

伝えられるところでは、政権は、政治的な理由により、登録要請を拒否したり、それについての決定を下さなかったりすることがしばしばあった。現地の人権団体の中で、許可を得て活動しているものは 1 つもなかったが、多くは必要な政府登録を有する組織の下で活動していた。政権は依然として、全国規模のメディア団体を形成するための、ジャーナリストによる数年がかりの取り組みを妨害し続けていた。政権の努力にもかかわらず、亡命中のジャーナリストたちは 2012 年に、報道及び言論の自由の役割に力を与えるために、独立した民主的職業団体としてシリア・ジャーナリスト協会（Syrian Journalist Association）を設立した。

政権は、独立した政党の創設を許可する 2011 年の命令を選択的に施行して、親政権派の団体だけが正式な政党を組織できるようにしていた（第 3 節を参照）。現地の人権団体によれば、反政権活動家は、政権が政党リストを利用して反政権勢力のメンバーを標的にすることを恐れて、政党を組織することを避けているとのことであった。

政権が違法と判断した組織の一員であることやそこでの活動を犯罪と規定する法律に基づき、治安部隊は、地元の人権団体や民主主義を唱える学生団体とつながりのある何百人もの人々を勾留していた。政権が発布した死亡通知が、この慣行を浮き彫りにした。たとえば HRW は、2019 年中に発生した、数多くの若い抗議行動主催者、市民団体の指導者及び現地の調整委員会メンバーの政権による強制的な失踪について説明した。これには、ダルアー県的女性問題研究所（Women's Affairs Bureau）の所長でコミュニティ指導者のサハル（Sahar）も含まれており、サハルは現地の検問所で理由もなく勾留された。HRA が文書で記録した複数の事例によると、情報部の支局が、指名手配中の市民団体の活動家や国外に脱出した人々に関する情報を手に入れるため、或いはそれらの人々の帰国を強要するために、その親族に対して逮捕や繰り返しの嫌がらせを行っていた。

HTS は、HTS によるイスラムの解釈に従わないとみなした団体の活動を制限した。HTS

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の部隊は 2016 年、イドリブ県で活動するビッグ・ハート (Big Heart) 財団の人道支援ワーカー、ムナウィル・ハムディーン (Munawir Hamdeen) を、自宅で激しく殴打した後に勾留した。勾留から 5 カ月後、ハムディーンは姦通の罪で有罪を認め、そのまま勾留されたが、2019 年 8 月、イドリブ県のシリア民間防衛隊 (ホワイト・ヘルメット) センターの外でハムディーンの遺体が発見された。

c. 信教の自由

米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書 (International Religious Freedom Report)」(<https://www.state.gov/religiousfreedomreport/>) を参照のこと。

d. 移動の自由

憲法では、「司法による判断又は法律の施行によって制限されない限りにおいて、国の領土内での」移動の自由を規定しているが、政権、ISIS、及びその他の武装集団は、国内での移動や旅行を制限しており、治安検問所を設置して、それぞれの支配下にある地域全体にわたって、そのような移動や旅行を監視していた。政権はイドリブ県で包囲攻撃を行い、移動の自由を制限し、その結果、死亡、飢餓、及び重度の栄養不良の事例が確認され、一方で、包囲攻撃の後の強制退去により大量の難民が発生し、またサービス提供や人道支援がさらに崩壊した (第 1 節 g 項を参照)。

国内移動：国内全域の政権の包囲下にある都市では、政権軍が人道的アクセスを妨害しており、それによって重度の栄養不良、医療の利用機会の欠如及び死亡が発生していた。暴力と著しい文化的圧力が相まって、多くの地域において女性の移動が厳しく制限されていた。さらに、法律によって、特定の男性親族が女性に旅行禁止を命じることが認められている。

政権は治安のための検問所を民間人の居住地域に拡大し、移動の監視及び制限を行った。伝えられるところによると、政権部隊は狙撃兵を用いて抗議運動を阻止し、外出禁止令を施行し、反政権部隊を標的にした攻撃を行い、また、場合によっては包囲された町から民間人が脱出するのを妨げた。また政権は、外国の外交官たちによる国内の大半の地域への訪問も禁じており、彼らにダマスカス以外の地域への移動を許可することはめったになかった。暴力が絶えず発生し、それが予測不能であることによって、国内全域における移動が厳しく制限されていた。

HTS などの反政権武装グループやテロリスト集団は、自らがまだ支配している地域に

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

において、検問所を用いる場合などを含め、同様に移動を制限した（第1節g項を参照）。2019年9月、COIは、HTS及びその他の武装勢力が運営する検問所での、女性に対する嫌がらせを含めた嫌がらせ、恣意的な逮捕、財産に対する不法な搜索や没収、及び賄賂の要求などについての報告を受けていると報告した。

シリア民主評議会（Syrian Democratic Council）及びSDFは概ねシリア北東部のIDPコミュニティをサポートしたが、2019年7月、HRWは、北部・東部シリア自治局が、アル＝ホールIDPキャンプの別の区域にいるISISと関係があると疑われた11,000人以上の女性と子どもの移動を制限していると伝えた。国連事務総長もまた、子どもと武力紛争に関する報告書を発表し、46の異なる国籍の1,248人の子どもたちが、ISISと実際に関係があるかその疑いがあるという理由で、SDFによって自由に移動する権利を奪われていると述べた。

2019年3月にISISが支配地域を喪失するまで、ISISはその支配下にある地域の政権支持者や支持者と推定される人々、特にアラウィー派とシーア派の人々、そしてヤジディ教徒及びキリスト教徒並びにその他捕虜の移動を制限していた。フリー・ヤジディ財団はさらに、ヤジディ教徒がISISによって意思に反して拘束されていると報告した。伝えられるところによると、ISISは、女性の旅行者が近親血縁者の男性を同伴しない限りISISの支配地域を横断することを認めなかった。

海外渡航：市民には外国に旅行に行く権利があるが、政権は、申請者の政治的見解、反政権集団との関係、或いは反政府勢力が支配する地理的領域とのつながりに基づいて、パスポートやその他の必要書類の発行を拒否していた。また政権は、出国ビザの取得も義務付けており、さらには暴力や暴力の脅威によるものであると主張して、ダマスカスの空港や国境検問所を日常的に閉鎖していた。さらに、政権はしばしば、人権活動家や市民社会活動家とその家族・関係者の海外への移動を禁止していた。報告によれば、多くの市民は、当局に出国を阻止されて初めて、自分が海外渡航を禁止されていることを知るということであつた。報告によれば、政権は、人々が健康上の理由で渡航しようとしている場合も含めて、説明も明確な継続期間の提示もないまま渡航禁止令を適用しているということだった。政権は、反政権勢力のメンバーについては海外渡航を全面的に禁止しており、渡航を試みるそうしたメンバーをしばしば標的にしていた。地元のメディアや人権団体は、反政権活動家及びその家族が、空港や国境の検問所での攻撃を恐れて国を離れるのを躊躇していると繰り返し明言した。

政権はまた、市民が帰国することも頻繁に拒否した。複数の報道機関によると、レバノンのリチャード・クユムジャー（Richard Kouyoumjian）社会問題相は2019年3月、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

政権が、レバノンからシリアに帰国しようと試みた難民のうち 20 パーセント未満しか受け入れていないと述べた。

紛争から逃れて難民キャンプにとどまっている親のもとに外国で生まれたシリア人は、一般的にシリアの市民権証明書を入手することができなかった。政権は、国外に居住しておりパスポートの有効期限が切れているシリア人が、領事館でパスポートを更新することを認めていた。しかしながら、難民としてシリアから逃げた多くの人々は、自分たちが抗議したことがあるかもしれない政権の窓口に出頭することを恐れ、或いは政府がまだ国内にいる家族に報復の矛先を向ける可能性を恐れていた。

18 歳を超えた女性には、男性親族の許可なしで海外に渡航する法的権利があるが、夫は自分の妻の出国を禁止するよう求める要望書を内務省に提出することができる。

e. 国内避難民 (IDP)

2019 年も引き続き、国民の避難の主要な理由は暴力であり、そうした暴力の大半は政権及びロシア軍による空爆によるものであった。政権及び親政権派によって包囲された地域の避難はロシア軍が監督することも多く、それによって何千人もの人々が強制的に立ち退かされた。長年にわたる紛争と退去によって人々がたびたび強制的な立ち退きを余儀なくされており、そのたびに家族の資産が激減した。2019 年 9 月、国連は、シリア国内に 620 万人以上の IDP が存在し、そのうち 250 万人が子ども、また 500 万人が緊急支援を必要としている、と推定した。この数字には、2019 年初以降の新規の IDP、150 万人が含まれていた。2019 年 5 月、UNOCHA は、シリア全土の数カ所の地域で、27,969 人の IDP が自発的に帰還したことを記録した。この帰還のうち最大数を記録したのはホムス県の 8,290 人の帰還民で、同県内で避難していた人々の約 45 パーセントに相当する。デリゾール県は 2 番目に多い IDP の帰還民数を記録し、5,373 人が自発的に帰還しており、ダマスカスの農村地域では 4,349 人の帰還を記録した。4 番目に帰還民が多かったのはアレppoで 3,592 人、その次はダルアー県で 3,098 人の自発的帰還を記録した。国連の人道支援担当職員の報告によれば、大半の IDP は、ホスト・コミュニティ又は集合施設の中にある避難所、使われなくなった建物、又は非公式の難民キャンプを探しているとのことであった。シリアへの人道的対応は複雑な官僚機構を通じて調整されていた。同国内の危機は、依然として国連のレベル 3 対応（国際的人道支援制度のもっとも深刻で大規模な人道的危機に対する対応区分）の基準を満たしていた。

政権は総じて、サービスを受けるための持続可能なアクセスを IDP に付与せず、IDP に支援を提供せず、IDP のための人道支援を促進する措置を取ることなく、一貫性のない

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

保護しか提供しなかった。政権は包囲した地域から住民を強制的に避難させ、IDP の移動を制限した。政権は IDP の安全で自発的、かつ、尊厳が守られた帰還、再定住或いは地元への融合を促進せず、また多くの場合、IDP が自宅に戻ることを拒否した（第 1 節 e 項「財産回復」を参照）。

HRW によると、政権は東グータ（Eastern Ghouta）地域において、70 軒を超える住宅を内部の物全てと共に没収した。政権はその地域の大半への立ち入りを制限し、いくつかの不動産を軍司令部に改造した。2019 年 11 月、シンクタンクの中東研究所（Middle East Institute）は政権の治安・情報部隊が様々な手口を用いて、地元住民に帰属する住宅その他の財産の多くを差し押さえていると報告した。未払いの水道光熱費や追徴課税を抱えており、その債務を政権に支払うことができない人々は、所有する財産を放棄するという限られた手段を与えられ、また反政権派集団の元メンバーだった一部の者たちは、自宅や所有する会社を、情報部隊によって正式な手続きを経ることなく没収された。政権は頻繁に、包囲下にある地域及び新しく奪還した地域への医療支援を含めた人道支援の物資の供給を妨害した（第 1 節 g 項を参照）。

SARC はシリア国内で活動する国際的人道支援組織の主なパートナーとしての役割を果たしており、政権の支配地域及び一部の反政権勢力の支配地域で人道支援を提供していた。ダマスカスを拠点に活動している NGO は、人道支援を提供する際に、政権による官僚的障害に直面していた。国連機関及び NGO は、人道的ニーズの増大に対処するために、政権の攻撃を受けている反政権勢力の支配地域への支援の流れを増大させようとしていたが、政権はダマスカスからの境界線を越えた活動への制限を強めていた。2019 年中、国連及びその人道支援活動のパートナー組織は引き続き、トルコ及びイラクからの国境を超えた支援を提供した。トルコからシリア北西部（イドリブ及びアレッポ）への国境を超えた人道支援は、2 カ所の国境検問所を経由して提供されたが、トルコはシリア北東部の地域へのトルコからの人道・安定化支援の提供に制限を課した。

支援はいくつかの到達しづらい場所にも届けられたが、政権は継続して国連及び NGO のアクセスを妨害し、2019 年の間、これらの地域の多くに対して支配を確保していた。人道支援活動を行う関係者からは、政権及び非政府主体によって支配される地域へのサービス提供において、アクセスが引き続き差し迫った問題であることが指摘された。国連は、2019 年中は到達しづらい地域にアクセスできた人道支援の車両集団は、わずか 7 隊だったと報告した。

2019 年 9 月、国連及び SARC は、ヨルダン国境近くのシリア南東部ルクバンキャンプにおける 15,000 人に人道支援を提供し、400 人近くの自発的帰還を促した。2019 年 11

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

月初旬、国連及び SARC は困窮する人々約 45,000 人に人道支援を提供し、5,000 人もの子どもたちを麻疹、ポリオ及びその他の病気から守るための、緊急ワクチン接種キャンペーンを実施した。ルクバンにおける人道状況は、この地域へのアクセスが一貫していないため依然として悲惨だった。政権は、支援のためのコンボイの申請の承認に数カ月かかることが多く、ヨルダンに支援物資をヨルダンの国境内から配達する要請を拒絶した。ただし、ラマダンの間に限り、NGO によるヨルダン側からの少量の例外的な配達を認めた。国連は、2019 年 2 月以降、キャンプの推定人口の約半分、或いは 18,000 人がキャンプを離れ、政権が設置した中継地点を通して、主にホムス県の共同避難所に向かい、そこから先に移動する前に、そこで国連及び SARC がサービスを提供していると報告した。

HTS や ISIS などの反政権武装グループ及びテロリスト集団も、IDP への人道支援を妨げた。人道支援活動を行う関係者からの報告では、HTS が北東地域での支援物資やサービスの提供を妨害し、そのためイドリブ県近くの国内避難民に効果的に対応することが困難になっているとのことだった。たとえば、2019 年 3 月、国連は、アフリーンにおける IDP へのアクセスが一貫性のない制限された形でしか提供されないことについて、FSA などを含むトルコが支援するシリアの反政権武装グループを批判した。2019 年 10 月、英国は、イドリブ県への支援物資のトラックに HTS が課税することを理由に、一時的に支援物資の配達を停止した。英国はその後、支援物資の配達を再開し、2019 年 11 月現在、引き続きイドリブ県に支援物資を配達していた。NGO は引き続き、HTS の救済政府と協力するにあたって官僚主義による困難があること、それによってキャンプでのサービス提供が妨げられることを報告した。

SDF 及び SDC は 2019 年中概ね、特にデリゾール県とラッカにおいて IDP の安全で自発的な帰還が円滑に行われるよう手助けした。

f. 難民の保護

UNHCR は、難民が安全に、かつ尊厳を保ってシリアに帰還する条件はまだ整っていないと断言し、2019 年中は難民のシリアへの帰還を奨励せず、促進もしなかった。しかし、2019 年を通して、政権及びロシアは、難民のシリアへの帰還を奨励する外交的な運動を続けた。ロシアは、シリア復興活動のための国際社会からの寄付を確保する手段としてシリア難民の帰還を利用したいと考えていると伝えられる一方で、政権は、難民の帰還の促進に関してはより注意深いアプローチを取り、それは、報告によると、シリア難民の多くが反政権派を支持しているのではという、政権側の疑念に起因しているとのことだった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

移住者、難民及び無国籍者の虐待：IDP、難民、亡命希望者、無国籍者及びその他の援助対象者への保護及び支援の提供において、UNHCR 及びその他の人道支援組織に対する政権の協力には一貫性がなかった。政権は、国連パレスチナ難民救済事業機関（UN Relief and Works Agency for Palestinian Refugees in the Near East：UNRWA）に対しては一定の協力を提供した。

報告によれば、政権軍と反政権部隊の双方が、一部のパレスチナ人難民キャンプ、近隣地域及び居留地を包囲し、砲撃し、或いはアクセス不能にしており、そのために重度の栄養不良、医療や人道的支援の利用機会の欠如、及び民間人の死亡が発生しているとのことであった。

庇護へのアクセス：法律では、亡命者認定又は難民認定の付与を規定しており、政権は難民を保護するためのシステムを確立している。UNHCR と UNRWA は、難民及び亡命希望者のための限定保護区を維持できていたが、暴力によって脆弱な人々へのアクセスが妨げられていた。現地 NGO 及び国際 NGO の双方と協力して、国連はそうした人々に対して、不可欠なサービスと支援を提供し続けていた。

雇用：法律では、パレスチナ人を除き、難民に対して明確には労働権を付与していない。政権が非パレスチナ人難民に就労許可を与えることはめったになく、多くの難民は、警備員、建設作業員、露店商人として、或いはその他の肉体労働の仕事で、インフォーマル部門の職を見つけていた。

基本的サービスへのアクセス：法律では、パレスチナ人難民への身分証明書の発行を認めており、またパレスチナ人難民には、市民に提供される基本的サービスへの市民と同様のアクセスを認めている。政権はイラク人難民に対しても、医療や教育といった一般に利用できるサービスへのアクセスを認めているが、在留許可証を取得できるのは、合法的にシリアに入国していて有効なパスポートを所持している難民だけで、全ての難民が含まれるわけではない。当局が発行する在留許可証を入手できないことで、難民は嫌がらせや搾取のリスクにさらされており、また、そうした難民の公共サービスへのアクセスにも深刻な影響が及んでいた。同国内のおよそ 45,000 人の非パレスチナ人難民が、保護上のリスクの拡大、幾度もの強制退去、検問所での治安手続の厳格化、及び必要な在留許可証の取得の難しさに直面しており、これら全てが彼らの移動の自由に制約をもたらしていた。COI から、難民の間では、性別及びジェンダーに基づく暴力や、児童労働、学校の中退、早期結婚などの児童保護に関する懸念が増大しているとの報告があった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

g. 無国籍者

1962 年の国勢調査の後、約 150,000 人のクルド人が市民権を失った。1962 年に政令で 1 日国勢調査の施行が定められ、政府はハサカ県の住民に対して事前通知なしでそれを実施した。いかなる理由であろうと未登録の者、或いは必要書類一式が完全に揃っていない者は全て、その日以降は「外国人」になった。政府は、その当時、1945 年にトルコを含め近隣諸国からハサカ県へクルド人の違法移民が大量に入国し、ハサカ県でそれらのクルド人が「不正に」シリア国民として登録したことを根拠に決定したと主張した。同様に当局は、国勢調査への参加を拒否した者は全て「不法滞在者」と記録した。この市民権の喪失のために、これらのクルド人とその子孫は身分証明書を持つことができず、医療や教育をはじめとする政府のサービスを利用することができなかった。また彼らは、社会的及び経済的差別にも直面していた。無国籍のクルド人には資産を相続或いは遺贈する権利がなく、また市民権や身分証明書がないことで、国外への渡航を制限されていた。

2011 年、アサド大統領は、ハサカ県で「外国人」として登録されている無国籍のクルド人が市民権を申請できるとする命令を発布した。この命令で何人のクルド人が恩恵を得られるかは不明だった。UNHCR の報告では、そのうちのおよそ 40,000 人が、今なお市民権を取得できないでいるとのことであった。さらに、この命令の対象は、およそ 160,000 人の「未登録の」無国籍クルド人にまでは及んでいなかった。未登録のクルド人の数が当時の 150,000 人から 160,000 人になっているのは、1962 年の国勢調査以降の人口のおおよその増加分が反映されていた。

子どもたちの市民権は父親のみが付与できる。女性は自分の子どもに国籍を与えることができないため、引き続く紛争によって父親が行方不明になった又は死亡した数多くの子どもたちが、無国籍になるリスクにさらされていた。母親は、難民キャンプが設置されている近隣諸国を含めて、シリア国外で生まれた子どもには市民権を与えることができなかった。紛争中に国外に出た子どもたちも、市民権を立証する、或いはサービスの提供を受けるために、必要な身分証明書を取得する際に困難を経験していた。

第 3 節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法では、平等な普通選挙権に基づいて無記名投票により定期的に実施される自由かつ公正な選挙を通じて、自分たちの政府を選ぶ権利を市民に付与しているが、市民はこの権利を行使することができないでいた。選挙の結果は背景にある状況を反映しており、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

それは有権者の意思を妨げ抑圧するものだった。

選挙及び政治的な参加

最近の選挙：2018年9月に地方議会選挙が実施され、政権が支配する地域の18,000議席以上の地方議会の議席を、約40,000人の候補者が争った。報道機関によると、大半の市民が選挙にはほとんど価値がないと考えたため、反政権派が獲得した投票率は低かった。オンライン・メディアのアル＝モニター (*Al-Monitor*) によると、反政権派の情報筋は、政権が公務員に投票を強要した疑いがあると主張しているとのことだった。政権が、ダルアー県の住民に投票所に行かせないようにしたと複数の報告が示していた。ダルアー県は、軍事攻撃の後、その年の初めに政権が支配下に収めた地域である。監視団によると、ダルアー県の選挙結果はバース党に有利となるよう操作されたとのことだった。候補者のほとんどはバース党員か、バース党と関係のある者のいずれかだった。

シリアでは2016年に、地理的に限定された議会選挙が行われた。ただし、政府の支配力が及ばない地域に住む市民は、その選挙結果を受け入れなかった。2014年には大統領選が実施され、表向きにはバッシュール・アサドが88.7パーセントの票を獲得したが、その選挙は、国際基準から見ると自由でも公正でもなかった。監視団やメディアによれば、投票者は政権の治安部隊からの脅迫に直面しており、また政権はダマスカスの政府職員を強制的に投票所に移送していたという。メディアの報道によると、全体的な投票率が低水準にとどまったことが示され、投票所に行くことのできる比較的安定した地域の住民の間でさえも、同様の傾向が見られたとされた。当局は、政権の支配地域及び特定の難民居住区の住民と、正式な許可を得てから国を離れた難民にしか投票を認めなかった。

2017年、クルド当局は、地域自治権を増強するための新たな統治機関の創設に向けて、地域「コミュン」の首長選挙を実施した。政権はクルドの領土も選挙も認めていない。クルド国民評議会 (Kurdish National Council : KNC) (PYDのライバル組織) は、選挙を「クルド人の意思の甚だしい侵害である」と表現し、ボイコットを要求した。報道機関の報道によると、この選挙は、隣国のイラクでクルディスタン地域政府 (Kurdish Regional Government : KRG) を運営するクルディスタン民主党 (Kurdistan Democratic Party : KDP) のメンバーを含めた小規模な外国の専門家集団によって監視されたとのことである。

政党及び政治的な参加：憲法では、バース党が与党であると規定しており、労働者や女性の団体といった政府及び大衆のあらゆる団体において、同党が多数派となることを保証している。バース党と9組の小規模な衛星政党が、与党連合の国民進歩戦線を構成し

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ていた。バース党が率いる国民進歩戦線が、250人の議員から成る人民議会を牛耳っており、2016年の選挙後は250議席中200議席を保有している。2011年の命令では、新たな政党の創設を認めているが、宗教や部族的連携、或いは地域益に基づくものは禁じている。

バース党の党员であることや、著名な党员或いは有力な政府職員と近親関係にあることが、経済的、社会的、及び教育的な地位の向上に役立っていた。バース党や政権とつながりがあると、より質の高い学校への入学許可の取得、実入りのよい仕事の獲得、並びに政府、軍、及び治安部隊でのより高い地位への昇進やより大きな権力の獲得を、より容易に実現することができた。政権は、バース党の党员のためだけに、県知事といった特定の要職を確保していた。

政権は、国民進歩戦線内でバース党と同盟関係にある政党を含め、他の政党に対してはほとんど寛容さを示さなかった。政権は、共産主義連合運動（Communist Union Movement）、共産主義活動党（Communist Action Party）、アラブ社会主義連合（Arab Social Union）といった政党に対して嫌がらせをした。警察は、ヒズブ・タフリール（Hizb ut-Tahrir）やムスリム同胞団（Muslim Brotherhood of Syria）などの、活動を禁止されているイスラム系政党の党员を逮捕していた。違法な政党に関する確かなデータは入手できなかった。

PYD は、地方統治評議会においてはアラブ系の代表者を認めつつ、シリア北東部の政治・統治上の大勢を概ね支配していた。ただし、PYD は地方評議会で採択する重要な決定に対する全体的な支配は維持していた。伝えられるところによると、PYD に関連した内部の治安部隊は敵対者とみなした人々を勾留し、強制的に失踪させていた。

女性及びマイノリティーの参加：女性や少数派（マイノリティー）のメンバーの政治プロセスへの参加を制限する法律は存在せず、実際に参加していた。ただし、正式な制約はないものの、文化的及び社会的障壁のために、女性は意思決定を行う立場からはほとんど除外されていた。2014年の選挙の後に発足した政権には、副大統領（Vice President）のナジャーフ・アル＝アッタール（Najah al-Attar）、環境問題担当大臣（Minister of State for Environmental Affairs）のナジラ・サーキス（Nazira Serkis）、及び社会問題大臣（Minister of Social Affairs）のリーマー・カーディリー（Rima al-Qadiri）という3人の女性メンバーが含まれていた。2016年に選出された国会議員の13パーセントが女性だった。議会には、キリスト教徒、ドゥルーズ派、及びクルド人のメンバーがいた。2017年、ハムード・サッバーグ（Hammouda Sabbagh）は人民議会の議長に選出された初めてのキリスト教正教徒となった。シリアで権力を握る宗教的少数派のアラウィー派は、閣内でその他

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の少数派よりも大きな政治権力を持っていただけでなく、閣内における多数派のスニ派よりも大きな力も持っていた。

第4節 政府内の腐敗と透明性欠如

法律では、公務員による汚職は刑事罰の対象と定められているが、政権はこの法律を有効に施行していなかった。公務員は刑事罰を受けることなく頻繁に汚職行為に関与していた。2019年の間、政権が関与する汚職が数多く報告された。汚職は依然として、警察部隊、治安部隊、移民管理局、及び政権全体に蔓延する問題となっていた。

汚職：報道の自由が存在せず、反政権勢力は政府機関やメディアへアクセスできないため、些細な汚職を除いて汚職に関する詳細な情報はほとんどなかった。フリーダム・ハウスは、支持基盤を確保するために政権が日常的に公的資金の形で利権を分配し、優遇される業界や企業を資するための政策を導入している、と報告した。伝えられるところによると、当局は政府の契約や貿易協定を、恐らく政治的・軍事的支援の見返りとして、イランやロシアなどの同盟国に付与しているとのことだった。伝えられるところによると、国の基本的サービスや人道支援は、そのコミュニティが政権に対して示す政治的な忠誠心に基づいて拡大されたり留保されたりしており、その状況でさらに公務員による賄賂の要求が助長されていた。

たとえば、バッシャール・アサド大統領のいとこであるラミ・マフルーフ (Rami Makhlouf) は、伝えられるところによると、取引の規模に応じて「ミスター5 パーセント」或いは「ミスター10 パーセント」として知られていた。2011年という比較的最近まで、マフルーフはシリア経済の60パーセントを支配していたといわれていた。「パナマ文書 (Panama Papers)」, 「スイスリークス (Swissleaks)」, そしてもっとも新しい「パラダイス文書 (Paradise Papers)」が、マフルーフの資金洗浄や制裁逃れの活動を記録していたのである (第1節 e 項「財産回復」を参照)。

人権派弁護士や被勾留者の家族の話では、裁判所や刑務所の政権職員は、有利な判決や基本サービスの提供と引き換えに賄賂を要求しているとのことであった。PHR は 2019 年 12 月の報告書において、政権の情報部隊によって銃撃された抗議者たちに医療を提供したことで、「テロリストへの支援」を提供した罪で逮捕されたシリア人の外科医ユセフ医師 (Dr. Youssef) について説明した。ユセフ医師は政権による勾留中に激しい拷問を受け、家族が政権当局に賄賂を支払った後によりやく釈放された。

SDF と関係のある複数の分派がシリア北東部で汚職行為を行っているという報告が複

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

数の NGO からあった。SNHR は、シリア北東部において、大半が SDF 役職者で構成されているデリゾール県の市議会議員による汚職が拡大しており、SDF 役職者の家族、或いは賄賂を支払う意思のある者に対して、人道支援物資が不均等に分配されるという事態が生じていると報告した。

資産公開：公務員を対象にした資産の一般公開に関する法律は存在しない。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

政権は、人権侵害疑惑について調査しようとする試みを制限しており、それを公開することを犯罪と定め、侵害疑惑について独自に調査しようとする試みへの協力を拒否していた。政権は、国内のいかなる人権団体の結成に対しても、許可を与えていなかった。それにもかかわらず、シリアでは何百ものそうした団体が違法に活動していた。

政権は国際人権 NGO に強い警戒心を抱いており、そうした組織の入国を認めていなかった。政権は通常、具体的な事案に関する人権団体や在外大使館からの問い合わせに対しては、その事案の事実を否定する、或いはその事案についてはまだ調査中である、問題の収監者は国家安全保障に関する法律に違反した、又はその事案が刑事裁判所に付託されている場合には、行政機関は司法に干渉することはできない、などと報告することで対処していた。たとえばアムネスティ・インターナショナル（AI）は 2011 年以来、拷問その他の不当な扱い、強制失踪及び拘束中の死亡などを含めた人権問題に政権当局に取り組ませようと様々な手段で試みてきたが、ほとんど成果が得られなかった。政権は、政権の職員が反政府抗議者への攻撃を行っている場所や、政治的な理由で収監者を勾留していると疑われる場所への、人権組織によるアクセスを拒絶していた。国連は、特に反政権勢力の支配地域に近い供給経路やアクセス・ポイントに沿った場所で、政権が人道支援組織の活動も積極的に制限していると報告した（第 1 節 g 項を参照）。

政権が国内の人権活動家を常に監視下に置き、移動を禁じ、財産を没収し、勾留、拷問、強制失踪及び超法規的な殺害などの方法で嫌がらせを行ったという非常に多数の報告があった（第 1 節 e 項、「政治犯及び政治的理由により勾留された者」を参照）。2019 年 5 月、HRW は、ダルアール県でノルウェー難民評議会（Norwegian Refugee Council : NRC）及びスイス外務省と共に活動していた人権活動家のサミール（Samir）について報告した。サミールは 2019 年 1 月、自分が支援団体と協力して活動していること及び、その仕事のために外国の団体から資金を受け取っていることで、2012 年のテロ対策法違反であるとして刑事情報部（Criminal Intelligence branch）から指名手配されていると知っ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

で、ダルアー県を離れた。軍情報部内部の情報提供者がサミールに、当局がサミールを逮捕するつもりであると警告したため、サミールは即座に出発した。数日後、サミールの家族は政権から正式な呼び出しを受けた。

ISIS を含めたテロリスト集団は、人権侵害を調査しようと努力する、或いは慣行の改善を主張する組織や個人を激しく攻撃した。SDF やその他の反政権派グループは時折、人権団体に制限を課し、或いは個人の活動家に嫌がらせを行い、伝えられるところによると、場合によってはそれらの人々を恣意的に逮捕していたとのことだった。

国際連合又はその他の国際機関：政権は依然として COI のアクセスを拒否し続けていたが、COI は国連人権理事会（UN Human Rights Council）によって、シリア国内の人権侵害に関する記録及び報告を行うよう命じられていたのだった。政権は数々の国連機関に対して全面的には協力しておらず、そのために人道的組織のアクセス、特に反政権勢力の支配地域へのアクセスが制限されていた。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティックバイオレンス：法律は、女性、男性及び子どもに対するレイプ（強姦）及び性的暴力を犯罪と定めているが、政権はこの法律を効果的に執行していなかった。レイプは 15 年以上（軽減事由がある場合は 9 年以上）の重労働を伴う懲役刑に処せられる可能性があるが、加害者が政府職員、宗教官僚又は被害者に対して正式又は実際の権限を有した者である場合は罪が重くなる。男性のレイプは 3 年以下の禁固刑に処せられる。法律は、配偶者間のレイプを法の適用から明確に除外しており、レイプの加害者が被害者と結婚する場合は減刑されるか又は処罰が停止されると規定している。被害者の家族は、レイプに伴う社会的偏見（スティグマ）を避けるためにこの取り決めに同意する場合があった。

国連人口基金（UNFPA）及びその他の国連機関、NGO 及び報道機関は、シリア国内においてレイプ及び性的暴行はその地域固有のものであり、その報告は実際の数より少なく、野放しの状態であると表現した（第 1 節 c 及び g 項を参照）。人道支援組織の報告によると、女性、男性及び地域社会の指導者らが一貫して、家族が国外に脱出した第一の理由として性的暴力を挙げていた。COI の報告では、レイプ及び性的暴力は引き続き紛争で顕著な役割を果たしており、反政権勢力と関係があると思われた女性、男性、及び子どもに対する威嚇や処罰の手段として用いられ、HTS や ISIS などのテロリスト集

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

団も同様のことを行っているということであった。比較するとはるかに少ない件数とはいえ、報告によると、反政権武装集団も女性や子どもをレイプしたという事例があった。伝えられるところによると、HTS 及び ISIS もまた、女性や少女に性的奴隷となることを強いたという。

法律では、ドメスティックバイオレンスを明確に禁止していないが、男性が一般的な慣習によって認められる形態で女性の親族を罰することができると規定している。2019 年 5 月の UNFPA の報告によると、女性や子どもに対する暴力が蔓延しており、紛争や男性の経済的機会の不足が原因で、それが増加しているとのことだった。被害者は、発生した事案の大半を報告していなかった。治安部隊は一貫して、女性に対する暴力を刑事問題ではなく社会問題として扱っていた。人権擁護監視員たちの報告によれば、虐待を受けた何人かの女性が警察に届け出ようとしたときに、警察は彼女たちの報告について、全くとはいわないまでも徹底的な捜査は行っておらず、別のケースでは、警察がその女性への虐待で応えたということである。

過去においては、ダマスカスにおいていくつかのドメスティックバイオレンス・センターが運営され、社会問題労働省（Ministry of Social Affairs and Labor）がそれらのセンターに認可を付与していた。しかし現地の NGO の報告によれば、紛争のために多くのセンターがもはや運営されていないとのことであった。ダマスカス以外の地域については、女性のための政府によるサービスは確認できなかった。現地の人権団体によれば、各地域の調整委員会やその他の反政権勢力関連組織が、明確に女性の保護を目的としたプログラムを提供していたが、NGO は全国各地で展開されていたこれらのプログラムを統合しておらず、いずれの NGO から信頼できる財源の報告はなかった。

その他の有害な伝統的慣習：法律では、殺人或いは暴力に関する事件で被告人が防御として「名誉」を主張した場合、裁判官が量刑を軽減することを認めており、それがしばしば行われていた。政権は、殺人事件や暴力事件の裁判でのこの防御の使用に関する公式な統計データは全く取っておらず、伝えられるところによると、いわゆる「名誉」犯罪について訴追が実施されることはほとんどなかった。2019 年中には名誉殺人の正式な報告例はなかったが、過去の報告から、2011 年に危機が開始して以来、名誉殺人が増加していることが示されていた。難民と共に活動している NGO の報告によれば、国内において何人かのレイプ被害者が名誉のために家族に殺害されており、その中には政権軍にレイプされた女性も含まれていたということである。

テロリスト集団の ISIS 及び HTS は、その支配下にある地域においていわゆる名誉殺人を認め、実行していた（第 1 節 g 項を参照）。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

セクシャル・ハラスメント：法律では、ジェンダーに基づく雇用差別は禁じているが、セクシャル・ハラスメントについては明確に禁止していない。政権は、法律を効果的に執行していなかった。セクシャル・ハラスメントは蔓延しており、野放しだった。たとえば、2019年のUNFPAの報告書は、イドリブのある思春期の少女が見知らぬ者から更衣室で肌を露出した姿の写真を撮られた上、それを家族に見せると脅す内容の脅迫メールを受け取るというハラスメントを受けた事例を例として挙げていた。

人口抑制における強要：政権による強制的中絶や非自発的避妊手術の報告はなかったが、フリー・ヤジディ財団の報告では、妊娠させた複数のヤジディ教徒の女性にISISが中絶を強制したとのことだった（第1節g項を参照）。

差別：憲法は男女の平等を定めているが、法律は女性に男性と同等の法的地位を定めていない。犯罪、家族、宗教、個人の身分、労働、国籍、相続、退職及び社会保障に関わる法律が、女性を差別するものになっている。たとえば、男性と女性がそれぞれ別個に姦通という同じ犯罪行為を行った場合、法律で定める女性への量刑は男性の2倍である。法律では一般に、女性が配偶者を相手に離婚訴訟を起こすことを認めているが、法律は一部の場合において離婚した女性に扶養料を受け取る権利を付与することを定めていない。法律に基づき、離婚した母親は、息子の場合には13歳、娘の場合に15歳になったときにその親権と身上監護権を失い、その時点で親権は家族の父方に移行する。イスラム教徒に適用される身分法はシャリーア法に由来しており、女性に対して差別的である。キリスト教徒の個人の身分に関する問題は教会法が支配するが、場合によっては離婚を禁じている。一部の身分法は、訴訟に関与している人々の宗教に関係なく、シャリーア法をそのまま反映している。憲法は「全ての市民が労働の性質と生産量に応じて賃金を得る権利」を規定しているが、法律では同等の仕事に対する同等の賃金を明確に規定していない。女性は、自分の子どもに市民権を付与することができない。キリスト教徒を除く全ての市民について、政権によるシャリーア法の解釈が相続法の土台となっている。したがって、裁判所は通常、イスラム教徒の女性には男性相続人の半分しか相続を認めない。全ての地域社会において、男性相続人は、法定相続分が男性より少ない女性の親族を、金銭的に支援しなければならない。男性がこの支援を拒否すれば、女性は提訴する権利がある。

法律では、女性と男性に、土地やその他の不動産の所有又は管理において平等な法的権利を定めているが、とりわけ農村地域を中心に、文化的及び宗教的規範によって女性の財産権が妨げられていた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

家族問題委員会（Commission for Family Affairs）、司法省、及び社会問題労働省が、女性への平等な法的権利の付与に努める責任を分担していた。性的差別に対する訴訟を含めた、権利に関する市民の要求への政府の関与は緩慢で、ほとんどの要求は対応されないまま放置されていた。

女性は、軍隊を含めて公職やその他の大半の職業に就いていたが、UNFPA の報告によると、多くの地域で暴力及び無法状態のために、公的領域への女性のアクセスが減少していた。様々な情報源から、弁護士、大学教授及びその他の専門的職業において、女性が少数派であるという意見が聞かれた。

報告によると、テロリスト集団の ISIS 及び HTS は、その支配下にある地域において女性や女兒に類似の差別的制限を課している。たとえば、過激化研究国際センター（International Center for the Study of Radicalism）による 2019 年 9 月の報告では、HTS が女性及び女兒に結婚を強要し、女性と女兒に服装規定を課し、女性や女兒の化粧を禁じ、女性や女兒にマフラム（*mahram*）、すなわち男性近親者の同伴を要求し、女性が親族ではない男性と話すことを禁じ、女性が夫ではない男性をもてなすことを禁じ、未亡人の 1 人暮らしを禁じ、女性のためのセンターを閉鎖し、男女が混合で参加する会合を禁じ、学校の教室を男女別々にした、とのことである。HTS は、これらの規制を場合によっては暴力によって女性に強制するために、ヒスバを支援するための女性だけから成る警察部隊を維持していた。違反に対する略式の処罰には、鞭打ちから死刑まで、様々な体刑が定められていた。

子ども

出生届：子どもたちの市民権は父親のみから派生する。シリアでは、市民登録が機能していない広い地域において、当局が出生登録を行っていなかった。政権は、無国籍のクルド人を含む、市民権のないクルド人住民の出生は登録していなかった（第 2 節 g 項を参照）。こうした登録不履行によって、高校レベルの学習の修了証書の取得、大学へのアクセス、正規雇用へのアクセス、市民としての書類作成や保護といった、各種サービスをはく奪される結果となっていた。

教育：政権は、小学校から大学までを通して、市民の子どもたちに無償の公教育を提供していた。教育は、6 歳から 12 歳までの全ての子どもに義務付けられている。男児と女兒の学校への入学、出席及び卒業の率は概ね同等だった。市民権のない子どもたちも無償で公立学校に通うことはできたが、それには教育省（Ministry of Education）の許可が必要とされた。パレスチナ人やその他の非市民は、無国籍のクルド人を含め、一般に

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

子どもを学校や大学に通わせることができたが、無国籍のクルド人にはその学業成績を立証する学位を取得する資格がなかった。

紛争や広範囲にわたる破壊によって、子どもたちが学校に通うことが困難な状況が続いていた。2019年10月、ユニセフの報告によると、530万人の子どもたちが人道支援を必要としているとのことだった。ユニセフはまた、学校は3校のうち1校の割合で、戦闘によって破壊されたか若しくは損傷を受けた状態、又は戦闘員によって占拠された状態だと報告した。（難民やその他の離散状態の子どもを含め、260万人以上のシリア人の子どもたちのうち）約175万人の子どもたちが学校に通えておらず、さらに135万人が通学を退学しなければならないリスクにさらされていた。

伝えられるところによると、ISIS及びHTSは自分たちのシャリーア法の解釈を学校に押し付け、支配下にある地域において女兒を差別した。国際危機グループによる2019年3月の報告によると、HTSは引き続き学級をジェンダー別に分け、HTSのカリキュラムを教師に押し付け、私立学校や教育センターを閉鎖しているとのことであった。さらに、STJの2019年3月の報告によると、HTSの救済政府は政権によってそれまでに初等教育及び中等教育の卒業資格を授与されていたあらゆる生徒に対し、HTSが支配する学校で高等教育を受けることを禁じた。

児童虐待：法律は、児童虐待を明確に禁じておらず、親は一般的な慣習で認められる形態で自らの子どもを処罰することができると定めている。2017年のUNFPAの報告によると、子ども、特に女兒に対する暴力が蔓延しており、紛争や男性の経済的機会の不足が原因で増加しているとのことだった。

複数のNGOが、政権軍や親政権部隊に加えてHTS及びISISが子どもたちに対して性的暴行、拷問、勾留及び殺害を行っているという通報について幅広く報告した（第1節a項、b項、c項、及びg項を参照）。HTS及びISISは、その支配下にある地域において、子どもたちに対して死刑も含めた極めて厳しい刑罰を科していた。

早期結婚及び強制結婚：結婚が認められる法定年齢は、男性が18歳で女性が17歳である。しかし、双方の当事者にその意思があって「身体的に成熟している」と裁判官が判断し、なおかつ両当事者の父親又は祖父が同意すれば、15歳の少年や13歳の少女でも結婚することができる。早期結婚及び強制結婚は珍しいことではなかった。CAREは、2019年3月、紛争が続いて8年目に突入したことで厳しい経済的困窮が家族にのしかかり、益々若い女性が強制結婚に追い込まれやすくなっていると報告した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

伝えられるところによると、多くの家族が、紛争が勃発する前に結婚の対象であった通常の年齢よりも幼い子も含め、それがその子を守ることであり、家族の経済的負担を軽くする方法だと信じて、女兒の結婚を手配していた。

女兒を政権や親政権部隊、或いは反対派武装グループのメンバーと早期及び強制結婚させた事例があった。

過去において、ISIS は、イラクでヤジディ教徒の女兒を誘拐して性的に搾取し、レイプや強制結婚のために彼女たちをシリアに移送していた。これらの女性や女兒の多くは、2019 年中も捕らわれたままだった（第 1 節 g 項及び第 6 節の「女性」の項を参照）。フリー・ヤジディ財団の報告では、ISIS が支配地域を失った後でさえも、ヤジディ教徒の女性と子どもたちは ISIS による扱いから生じた強いトラウマと恐怖のため、ISIS 関係者の家族と共に仮収容所にとどまっているとのことだった。2014 年以降、ISIS はその支配下にある地域に住む（同様に少数派の）スンニ派の女兒と女性たちと強制的に結婚し始めた。強制的に ISIS メンバーと結婚させられたそれらの女性たちの一部は未亡人を含む成人だったが、COI が文書で記録した事例の大半が、強制結婚の被害者は 12 歳から 16 歳の少女たちであることを明らかにした。伝えられるところによると、女性及び女兒たちの多くは、複数の ISIS 戦闘員の間をたらい回しにされ、中には 2 年間の間に 6〜7 回も相手が変わった事例があったとのことである。伝えられるところによると、HTS もスンニ派の女性と女兒だけでなくドゥルーズ派やその他の少数派の女性と女兒に結婚を強制したとのことである。

児童の性的搾取：法律では、人身売買の罪が伴う特定の形態の児童虐待の罪で有罪判決を受けた者に対する刑罰を規定している。たとえば、これに含まれる誘拐や強制売春の場合、いずれも 3 年以下の刑が科される。法律では、児童ポルノも人身売買の罪とみなしているが、それに対する刑罰は、地域レベルで「妥当な刑罰」と規定されていた。また、児童ポルノ容疑での訴追が行われたことがあるか否か、或いは当局が法律を執行しているのか否かも不明であった。

法律で規定されている性交同意年齢は、近い年齢という除外規定を適用せず、15 歳である。婚前交渉は違法であるが、人権擁護監視員たちからは、当局が法律を執行していないという報告があった。15 歳未満の子どもに対するレイプは、21 年以上の重労働を伴う懲役刑に値する。ただし、児童のレイプ事件での政権による訴追の報告はなかった。

子ども兵士：いくつかの情報源からの文書に、違法な子どもたちの徴兵と戦闘への投入が続いていることが記録されていた（第 1 節 g 項を参照）。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

児童難民: IDP となっている子どもたちの数は非常に多く、難民の子どもも同様である。伝えられるところによると、これらの子どもたちは、軍隊による虐待を含め、非常に虐待に遭いやすい存在になっている（第1節 c 及び g 項、第2節 e 及び f を参照）。

国際的な子どもの奪取: シリアは 1980 年ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）の締約国ではない。米国国務省の「国際的な子の奪取に関する年次報告書（Annual Report on International Parental Child Abduction）」（<https://travel.state.gov/content/travel/en/International-Parental-Child-Abduction/providers/legal-reports-and-data/reported-cases.html>）を参照のこと。

反ユダヤ政策

2016 年の NGO の推計では、シリアに残っているユダヤ人は 20 人未満（恐らくは 10 人未満）とのことであった。国立学校のカリキュラムには、寛容教育やホロコースト（Holocaust）に関する教材は組み込まれていなかった。パスポートや国籍証明カードには、ユダヤ人以外で宗教を記載する欄はない。政府が管理するラジオとテレビの番組では、繰り返し、反ユダヤ的なニュースやアニメが放送されていた。国営シリア・アラブ通信（Syrian Arab News Agency）は頻繁に「敵のシオニスト」について報道し、また、シリアの反政権勢力が「シオニストのプロジェクト」に協力していると非難した。

人身売買

米国国務省の「人身売買に関する報告書（Trafficking in Persons Report）」（<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>）を参照のこと。

障害者

社会問題労働省が障害者の支援に対する責任を負っており、障害者支援に特化した慈善団体や組織を通じてその支援に取り組んでいた。2019 年 4 月の国連安全保障理事会へのブリーフィングにおいて、シリアの活動家ヌジーン・ムスタファ（Nujeen Mustafa）は、シリア国内、特に紛争が活発な地域において、全ての避難民の中で障害のある人々がもっとも危険にさらされ、顧みられていないままであると説明した。

学校や病院の破壊は大半が政権や親政権部隊によるもので、これによって障害者の教育や医療へのアクセスが制限されていたが、盲目、ろう、脳性まひ、身体・知的障害者の

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ための政府及び非政府系の社会的介護機関は存在していた。政権は、障害者への情報、コミュニケーション、建物或いは交通へのアクセスの提供に効果的に取り組んでいなかった。UNFPA は 2019 年 11 月の報告において、教育機関や医療、宗教或いは文化的な建物を含め、公共及び民間スペースの双方がいかに高齢者や障害者にとってアクセス不能な場所であるか、また、それによってさらなる疎外やはく奪が生じていることを詳細に説明した。UNFPA はさらに、障害者が支援を提供する場所にアクセスできないため、また、一部の配給センターでは本人が直接来ることを義務付けているために、障害者が支援を受けられないことがある、と述べた。UNFPA は、障害のある女性及び思春期の女兒が、様々な形態の暴力及び搾取に遭う危機的に高いリスクにさらされていると指摘した。

COI によると、2019 年 5 月 13 日、知的障害のある 2 人の男性と 1 人の子どもが、アフリーンからアザーズ (I'zaz) に移動する途中で武装グループに誘拐された。誘拐された人たちのうち 1 人は数日後、遺体で発見され、その遺体には拷問の跡があり、誘拐犯たちは残りの人質について 10,000 ドルの身代金を要求した。2 人目の男性と子どもの遺体は 1 カ月以上経って発見された。政権が障害者に対する暴力及び虐待の事件について効果的に捜査した、或いは加害者を処罰したことを示すものは何もなかった。

国籍／人種／少数民族

政権は、民族的又は種族的な少数派の人々が伝統的、宗教的及び文化的な活動を行うことを広く制限していた。市民権の有無を問わずクルド人の住民は、当局や社会からの差別や抑圧はもとより、政権主導の暴力にも直面していた。伝えられるところによると、政権軍及び親政権部隊に加え、ISIS、或いはトルコが支援する FSA などの反対派武装部隊が、2019 年中、大勢のクルド人の活動家や一般人、また SDF のメンバーの逮捕、勾留、拷問、殺害及びその他の虐待を行っていたという（第 1 節 g 項を参照）。

政権は依然として、クルド語の使用及び教育を制限し続けていた。また、クルド語で書かれた書籍やその他の資料の出版、クルドの文化的表現、また時にクルドの祝賀行事も制限していた。

バッシャー・アサド大統領が属するアラウィー派のコミュニティは、政権全体にわたって特権的地位を享受しており、国の治安組織及び軍での指導的地位を支配していた。それにもかかわらず、報告によれば、政権はアラウィー派の反政権活動家も恣意的な逮捕、拷問、勾留及び殺害の標的にしていたという。過激派の反政権集団は、アラウィー派が親政権的立場を取っているとみなし、何度かにわたってアラウィー派コミュニティ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

を標的にしていた。

2019年3月、COIは、反対派武装グループが少数派、特にアラウィー派に属する数百人の女性及び女兒を勾留し、政権軍及び親政権部隊との被収容者の交換に向けた交渉材料として利用した、と報告した。

テロリスト集団のISIS及びHTSは、その支配下にある地域においてスンニ派以外のアラブ系種族の全ての人を、暴力的に迫害及び差別した（第1節g項を参照）。

HRWが文書で記録したところでは、シリアの反政権派部隊が「種族を根拠にした差別を行っている」という複数の事例があったとのことである。HRWは、シリア北東部へのトルコの軍事侵攻に参加したTSOが、「トルコの軍事作戦によって避難したクルド人家族の帰還を認めることを拒否し、それらの家族の財産を略奪し、違法に着服した」と報告した。HRWの報告によると、反政権派部隊は一部のアラブ民族のIDPの帰還を認めていた一方で、クルド人IDPの帰還を組織的に阻止したとのことである。

性的指向や性同一性を理由とする暴力行為、差別、その他の虐待

法律は、同意に基づく同性同士の性行為を「自然の道理に反する肉体的関係」と定義して犯罪と定め、有罪判決を受けた場合は3年以下の刑に処せられるとしている。前年まで、警察はこの罪を利用して、LGBTIの人々を訴追していた。2019年中はこの法律に基づく訴追事案の報告はなかったが、NGOの報告では、政権は2011年以来、社会的価値観の悪用、違法薬物の売買又は使用、「みだらな」パーティーの企画や宣伝といった罪で、何十人ものLGBTIの人々を逮捕していたことが示唆されていた。地元メディア及びNGOは、政権軍及び親政権部隊が民間人の勾留、逮捕及び拷問のための口実として同性愛という罪を利用していることを示す、おびただしい数の事案を報道していた。警察が逮捕の論理的根拠を伝えることはめったになかったため、そうした事案の発生頻度を見極めることは困難であった。

LGBTIの問題に焦点を当てた国内NGOは見当たらなかったが、LGBTI向けのオンライン・マガジンといった、いくつかのオンライン・ネットワーキング・コミュニティがあった。人権活動家の報告によれば、社会のあらゆる側面に、性的指向や性同一性に基づくあからさまな社会的差別が存在するとのことであった。

テロリスト集団のHTSは、その支配下にある地域において、日常的にLGBTIの人々を勾留、拷問及び殺害した（第1節g項を参照）。たとえば、2019年8月、ザ・ガーディ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

アン (*The Guardian*) 紙は、シリア人のトランスジェンダーの女性がトルコ当局によって強制送還された後、イドリブ県との境をまたいで 110 ヤードも進まないうちに、HTS の将校たちによって逮捕されたと報じた。この女性と同じバスで強制送還された仲間の難民によると、HTS の将校たちは女性の携帯電話を調べ、見つけた写真に関して女性を侮辱したとのことだった。その女性は、カバンを頭に括りつけられた状態でタクシーの後部座席に押し込まれたのを目撃された後、消息不明のままである。

HIV／エイズに対する社会的偏見

HIV／エイズに感染した人々に対する暴力や差別の報告はなかったが、人権活動家は、そうした事案は報告されないケースが多いと考えており、国連開発計画 (UN Development Program : UNDP) は、社会的偏見 (スティグマ) が医療へのアクセスに影響を与えていると指摘した。UNDP 及び世界エイズ・結核・マラリア対策基金 (Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis, and Malaria) は、敵対的な環境において医療セクターが新規感染者数を把握できない、或いは医療支援を提供できないことによって、深刻な問題が生じており、一般住民にこの病気がさらに広がるリスクを拡大させている、と評価した。

その他の社会的暴力又は差別

ヤジディ教徒、ドゥルーズ派、キリスト教徒、シーア派及びその他の宗教的少数派は、ISIS, HTS, その他の過激派集団による暴力や差別に遭っていた (第 1 節 g 項を参照)。

第 7 節 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉権

法律では、組合の結成及び参加、合法的なストライキの実施並びに団体交渉を行う権利を規定しているが、それらの権利には過度の規制が課せられていた。法律では反組合的差別を禁じているが、一方で雇用主に労働者を随意に解雇することを認めている。

法律では、全ての組合に対して、政府系の労働組合連盟 (General Federation of Trade Unions : GFTU) への所属を義務付けている。法律では、運輸や通信などの特定部門における 20 人を超える労働者が参加するストライキや、公衆のデモに似たストライキを禁じている。また、結社の自由に対する制約には、違法なストライキに対する罰金刑や懲役刑も含まれていた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

法律では、公共部門の交渉過程には政府の代表者が参加することを義務付けており、社会問題労働省には、締結された協定に反対してその登録を拒否する権限が与えられていた。この法律及び関連する労働者保護規定は、公務員規定の対象とされる労働者には適用されず、この公務員規定では、労働者に団体交渉権が認められておらず、またそれが必要であるともみなされていない。また当該法律は、外国人家事労働者、農業労働者、NGO 職員、或いはインフォーマル部門の労働者にも適用されない。労働者全体の中でかなりの割合を占めているにもかかわらず、自営業者に対する法的保護はない。外国人労働者は、各自の職業を代表する企業組合に加入することはできるが、選挙で選ばれる職位に立候補することはできない。ただしパレスチナ人は例外で、彼らは組合で公選の役職に就くことができる。

2019 年中、政権は該当する法律を効果的に執行しておらず、またそれを行うための真剣な試みも一切行っていなかった。刑罰は、違反を防止するには不十分なものであった。

バース党が GFTU を牛耳っており、同党の政策要綱には、同党を構成する半ば公的な各組合が労働者の権利を保護すると定めている。GFTU の会長はバース党の上級党員で、会長と副会長は、経済問題に関する閣僚会議に出席することができた。過去の数年間において、GFTU はどの部門や産業が組合を持つことができるかということをはじめ、組合活動のほとんどの側面を管理していた。また GFTU は、組合の運営組織を解散させる権限も持っていた。組合の選挙は、一般的には GFTU の直接的な干渉を受けることはなかったが、選挙戦で成功を収めるためには、通常はバース党の党員であることが必要とされた。GFTU が政権と密接に関係していたため、団体交渉権は事実上存在していなかった。法律では民間部門における団体交渉権を規定しているが、過去の政府による抑圧のために、ほとんどの労働者がこの権利の行使を思いとどまっていた。

反組合的差別に関する雇用主の慣行については、情報をほとんど入手できなかった。2019 年の間、社会不安と経済的衰退のために、多くの労働者が民間部門の職を失っており、そのために労働紛争において雇用主がさらに優位な立場に立つことになっていた。

b. 強制労働の禁止

法律では、全ての形態の強制労働を禁じているわけではなく、実際にそうした慣行が存在していた。刑法では強制労働が定義されていない。同法は「強制労働の刑を言い渡された者は、同じ性別、年齢の者と比較して困難な作業を行うよう厳密に義務付けられ、労働は刑務所内又は刑務所外で行う場合がある」と規定する。刑法は、反逆罪など様々

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

な罪状に対して、強制的又は選択的な刑罰として強制労働を認めている。当局は有罪判決を受けた囚人に重労働の刑を科すことができたが、国際労働機関（International Labor Organization）によれば、当局がそのような刑を執行することはほとんどなかったという。当年の関連法の施行に向けた政権の取り組みや、刑罰による違反防止の効果については、情報をほとんど入手できなかった。

報告によれば、ISIS や HTS などのテロリスト集団は、中央アジアからの移住者を含む一部の外国人、子ども及び西洋の女性に対して、自分たちの仲間になるよう強要・強制し、或いは騙して入隊させているという。ISIS に捕らえられた数千人ものヤジディ教徒の女性及び女兒は依然として行方が不明なままであり、性奴隷や家庭内での強制労働を強いられていると推測されていた（第 1 節 g 項を参照）。

米国国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」（<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>）も参照のこと。

c. 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

法律では、職場での搾取からの子どもの保護を規定しており、最悪の形態の児童労働を禁じている。児童労働法の執行に関しては、公表されている情報がほとんどなかった。政権は一般に、児童労働を防止及び撲滅する法律の執行に向けた大きな努力はしていなかった。政権による法執行に関する独立した情報や監査報告は入手できなかった。ほとんどのタイプの非農業労働に対する最低雇用年齢は、15 歳か初等教育修了のいずれかの早い方で、重労働を伴う業種における最低雇用年齢は 17 歳とされている。16 歳未満の子どもが働く場合には、親の許可が必要とされる。18 歳未満の子どもは 1 日 6 時間までしか働いてはならず、また残業や夜勤、或いは週末や法定休日の労働は行っていない。法律では、違反者には当局が「妥当な刑罰」を適用するものと規定している。児童労働に対する規制は、家業を手伝っていて給料をもらっていない子どもたちには適用されない。

シリアにおける児童労働は、物乞い、家庭内労働、農業といったインフォーマル部門と、見張り番、スパイ、密告者といった紛争に関係する仕事の双方で行われていた。紛争関連の仕事では、子どもたちが報復や暴力の重大な危険にさらされていた。

様々な軍隊、特にテロリスト集団や政権寄りの集団は依然として、強制的な児童兵士の徴募及び利用を続けていた（第 1 節 g 項を参照）。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

組織的な物乞い集団による、国内で避難している子どもたちの強制労働の被害も続いていた。

d. 雇用及び職業に関する差別

憲法では男女の平等を定めているが、法律は、女性に男性と同じ法的地位や権利を定めていない。労働法及び国籍法は女性を差別した内容である。憲法は、「全ての市民が労働の性質及び生産量に応じて賃金を得る権利」を定めているが、法律は、同一労働、同一賃金を明確に定めていない。家族問題委員会、司法省及び社会問題労働省が、女性への平等な法的権利の付与に努める責任を分担していた。性的差別に対する訴訟を含めた、権利に関する市民の要求への政府の関与は緩慢で、ほとんどの要求は対応されないまま放置されていた。女性は、軍隊を含めて公職やその他の大半の職業に就いていたが、UNFPA の報告によると、多くの地域で暴力及び無法状態のために、公的領域への女性のアクセスが減少していた。様々な情報源から、弁護士、大学教授及びその他の専門的職業において、女性が少数派であるという意見が聞かれた。

憲法には、性的指向、年齢又は HIV 感染に基づく差別についての規定はない。法律によって同性愛は犯罪と規定されているため、多くの人々が性的指向による差別に直面していた。

法律は、教育、雇用、医療その他の国家によるサービスへのアクセスを含め、障害者への差別を禁じているが、政権はこれらの規程を効果的に執行していなかった。差別は、採用及び職場へのアクセスにおいて生じていた。法律では、政府内での雇用数のうち 4 パーセント、民間部門での雇用の 2 パーセントを障害者に割り当てると定め、障害者の職場への統合を目指している。民間部門の会社は、障害者を雇用した後、税控除を受けることができる。

雇用及び職業における差別は、特定の少数派集団に関して行われていた（第 6 節の「国籍／人種／少数民族」を参照）。

e. 受入れ可能な労働条件

法律では、公共部門の月額最低賃金を、仕事のタイプや教育水準に基づいて 5 段階に分けているが、そのほぼ全てが世界銀行の定める貧困指標を下回っていた。給付金には、食事手当、制服手当、及び交通費が含まれていた。公共部門の職員のほとんどが、収入を補うために賄賂を当てにしていた。民間部門の企業では、通常ははるかに高額な賃金

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

が支払われており、最低賃金率は政権及び雇用主団体によって半公式に設定されていた。官民両部門の多くの労働者が、追加で肉体労働の仕事に就いたり、或いは拡大家族からの援助に頼ったりしていた。

1 週間の労働時間は、食事時間と休憩時間を除き、公共部門が 35 時間で民間部門が標準で 40 時間であった。この労働時間は、業界や仕事に伴う健康被害に応じて増減する場合があった。法律では、合計で 1 日当たり 1 時間以上になるように、少なくとも 1 日に 1 回は食事時間又は休憩時間を設けるよう規定している。雇用主は、労働者が連続 5 時間を超えて、或いは 1 日当たり合計 10 時間を超えて働くことのないように、労働時間と休憩時間のスケジュールを組まなければならない。また雇用主は、時間外労働に対しては割増手当を支給しなければならない。

政権は労働安全衛生基準を設定していた。法律には、雇用主に対して、仕事の性質に内在する危険から労働者を守るための適切な予防措置を講じることを命じる規定が盛り込まれている。法律では、自分の健康や安全を危険にさらす状況から自らの判断で逃れた労働者については、職を失うことから保護していなかった。

最低賃金並びに受入れ可能な労働条件に関するその他の規制の執行に対しては、社会問題労働省が責任を負っている。保健省（Ministry of Health）と社会問題労働省は、職場における安全衛生基準の遵守を検査するための職員を任命していた。労働者は、安全衛生基準に関する苦情を、そうした事案の裁定を行うために設置された特別委員会に申し立てることができた。賃金や労働時間に関する規制はもとより、労働安全衛生規則も移民労働者には適用されず、そのためにそうした労働者がより虐待を受けやすい状況になっている。

2019 年中、政権による労働法の執行や労働条件については、情報がほとんどなかった。安全衛生の検査に関する報告例はなく、以前は定期的に行われていたホテルや主要レストランといった観光施設の検査でさえも、もはや実施されていなかった。紛争のせいで多くの検査職のポストが空席になっていたため、農村部と都市部のいずれにおいても労働法の執行は手ぬるく、検査官の数は 10,000 を超える職場に対応するには不足していた。刑罰は、違反を防止するには不十分なものであった。

紛争が始まる前は、女性のうち 13 パーセントがフォーマルな労働力として参加していたが、一方で男性の場合は 73 パーセントだった。2019 年中、継続する暴力と情勢不安のために何百万人もの人々が労働人口に参加することができず、失業率は男女ともに 50 パーセントを超える状態のままだった。2019 年中、UNFPA は、ダマスカス、ラッカ及

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

びダルアーなどの地域で男性たち勾留或いは殺害されたため、女性の雇用参加が増加した、と報告した。

外国人労働者は、特に家庭内労働者の場合には、依然として搾取的状況にさらされやすくなっていた。たとえば、法律では外国人女性の家庭内労働者に対しては、シリア人の家庭内労働者と同じ賃金を得る法的権利を与えていない。社会問題労働省が、移民の家庭内労働者に安全な労働条件を提供する責任を負う職業紹介事業者の監督を担当していたが、その監督範囲は不明だった。長年にわたって続く混乱のために、サービスに対する需要が著しく減少していることに伴い、大勢の外国人労働者が自発的にシリアを離れていたが、暴力と無法状態によって一部の外国人労働者はシリアを出国することができずにいた。